

鳴門市国土強靱化地域計画

令和2年3月

鳴門市

目 次

はじめに	1
I 計画策定の趣旨、位置付け	2
II 基本的な考え方	3
III 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）	7
IV 国土強靱化の推進方針	16
(1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	17
(2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、 被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	24
(3) 必要不可欠な行政機能は確保する	31
(4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	33
(5) 経済活動を機能不全に陥らせない	35
(6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の 被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	38
(7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	41
(8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	45
横断的分野	50
V 施策の重点化	54
VI 計画の推進と進捗管理	55
(別紙1) 重要業績指標一覧	56

はじめに

平成２５年１２月１１日に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、基本法に基づき、国土の強靱化に関して関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を平成２６年６月に策定し、基本計画に基づく国の他の計画の見直しや施策の推進等、政府が一丸となって強靱な国づくりを進めてきたところである。その後、策定から約５年が経過したことから、平成２８年熊本地震等の新たに発生した災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえ、平成３０年１２月に、「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

そこで、国土強靱化を実効性のあるものとするためには、国における取組のみならず、地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力をあげて取り組むことが不可欠であり、国と地方が一体となって強靱化の取組を推進していくことが重要である。

加えて、「南海トラフの巨大地震」や、近年、大型化する台風や激化するゲリラ豪雨による大規模水害や大規模土砂災害及び突発的な豪雪による災害、また、複数の自然現象が同時又は連続して発生する「複合災害」等に対しても、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた「鳴門市の国土強靱化」の推進を徳島県とともに図るため、本計画以外の鳴門市の計画等の指針となるべきものとして、「鳴門市国土強靱化地域計画」（以下、「地域計画」という。）を新たに策定するものである。

I 計画策定の趣旨、位置付け

1 計画策定の趣旨

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となってきた。

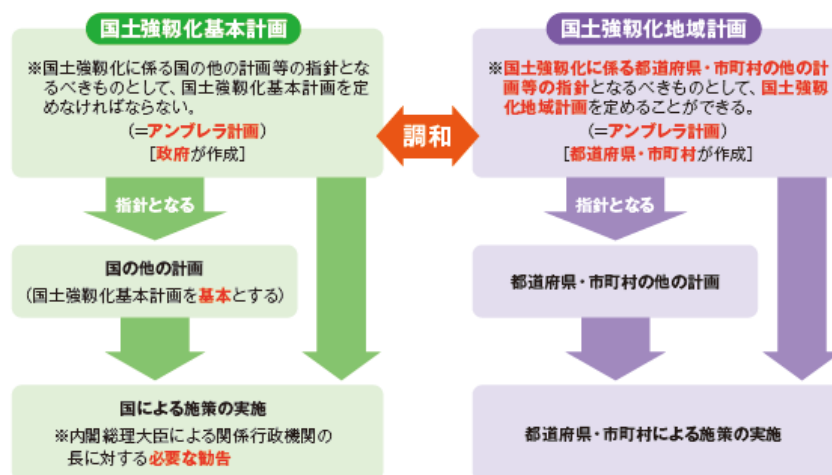
このような状況の中、国は、あらゆる「大規模自然災害」に対して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「国土強靱化」を実現するため平成26年6月に基本計画を策定した。その後、策定から約5年が経過したことから平成30年12月に、平成28年熊本地震等の災害から得られた知見、社会情勢の変化等を踏まえ「国土強靱化基本計画」の見直しを行った。

本市においても、平成30年7月豪雨等の新たに発生した災害から得られた知見を反映するとともに、令和元年5月31日の「中央防災会議」において、「防災基本計画」や「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に、「臨時情報を活用した防災対応」が明確に位置づけられた等の、防災対応における国の計画等の見直しを踏まえた脆弱性の評価を行うこととし、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な鳴門市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、新たな地域計画を策定する。

2 地域計画の位置付け

本地域計画は、「基本法」第13条に基づく、「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に関し、「地域計画」以外の本市の計画等の指針となるものである。なお、地域計画は、国の基本計画及び徳島県の地域計画と調和を図るものとする。

国土強靱化基本計画及び国土強靱化地域計画の関係



3 計画の推進期間

計画の推進期間は、令和2年度から令和5年度までを目標年次とする。その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。ただし、それ以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

Ⅱ 基本的な考え方

基本法においては、地域計画は、基本計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（以下「国のガイドライン」という。）においては、地域計画における目標は、原則として、基本計画に即して設定すると規定されている。また、徳島県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な鳴門市」をつくりあげるためには、徳島県地域計画と調和を図る必要がある。このため、次のように「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「基本的な方針」を設定する。

1 基本目標

いかなる大規模自然災害が発生しようとも

- (1) 人命の保護が最大限図られる
- (2) 鳴門市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- (3) 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
- (4) 迅速な復旧・復興を可能にする

2 事前に備えるべき目標

- (1) 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- (2) 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- (3) 必要不可欠な行政機能は確保する
- (4) 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- (5) 経済活動を機能不全に陥らせない
- (6) ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- (7) 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- (8) 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 鳴門市の強靱化を推進する上での基本的な方針

- (1) 本市強靱化に向けた取組姿勢
 - ・ 本市の強靱性を損なう原因をあらゆる側面から検討し、取組みにあたること
 - ・ 短期的な視点によらず、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念とEBPM（証拠に基づく政策立案）概念の双方を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組みにあたること
 - ・ 国、県をはじめ関係機関等との連携協力による取組みについても取り入れるなど、本市の総力を挙げた取組みとすること
 - ・ 本市が有する潜在力、抵抗力、回復力、適応力を強化すること
 - ・ 事前復興の取組みを推進すること
 - ・ 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進
 - 持続可能な環境や社会の実現に向け、2015年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に貢献するため、当計画に掲げた重要業績指標（KPI）とSDGsとの対応関係を明らかにし、取組みを着実に推進すること

◆SDGsの17の目標（対応目標・・・太字）

- ①あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ②飢餓を終わらせ、食料安全保障と栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ③あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ④すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する
- ⑤ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ⑥すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- ⑦すべての人々の安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- ⑧包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ⑨強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- ⑩各国内及び各国間の不平等を是正する
- ⑪包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ⑫持続可能な生産消費形態を確保する
- ⑬気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- ⑭持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- ⑮陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の促進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- ⑯持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ⑰持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



※SDGsとは

2015年9月の国連総会で、先進国と開発途上国がともに取り組むべき国際社会全体の普遍的な目標「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が全会一致で採択されました。

2030年までの「持続可能な開発目標（SDGs）」として、17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられ、「誰一人取り残さない（leave no one behind）」社会の実現を目指し、国連に加盟するすべての国が、あらゆる形態の貧困や飢餓の撲滅、質の高い教育の確保、気候変動やその影響の軽減などの取り組むこととしています。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ・ 災害リスクと地域の特性に応じて、ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- ・ 「自助」、「共助」、及び「公助」を適切に組み合わせ、官と民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- ・ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用できる対策となるよう工夫すること

(3) 効率的な施策の推進

- ・ 市民の需要の変化、気候変動等による気象の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、強靱性確保の遅延による被害拡大を見据えた時間管理概念や、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮して、施策の重点化を図ること
- ・ 既存の社会資本を有効活用すること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- ・ 限られた資金を最大限に活用するため、PFIによる民間資金の活用を図ること
- ・ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること



(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ・ 本市の特性を踏まえた、独自のものとして、先進的な取組みを反映すること
- ・ 人のきずなや地域コミュニティ機能を強化し、社会全体の強靱化を推進すること
- ・ 各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- ・ 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人等に十分配慮し、施策を講じること
- ・ 地域の特性に応じて、環境との調和及び景観の維持に配慮するとともに、自然環境の有する多様な機能を活用するなど、自然との共生を図ること
- ・ 「臨時情報」が発表された場合における防災対応への取組みを推進すること

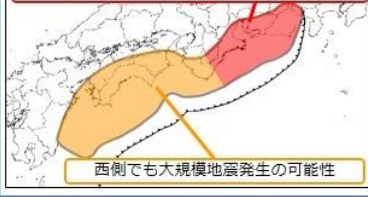


■避難を検討するケース

半割れ

南海トラフの東側だけで大規模地震が発生
(西側が未破壊)

南海トラフ東側で大規模地震(M8.5)が発生



西側でも大規模地震発生の可能性

直近2回の地震は時間差で発生

- 安政東海地震・安政南海地震 (32時間)
- 昭和東南海地震・昭和南海地震 (2年間)

揺れや津波などの災害リスクを抱える人は、
避難を検討

最初の地震発生直後ほど
後発地震発生の可能性が高い



- ・ 支援の長期途絶に備えた取組みを推進すること
- ・ 「フェーズフリーのまち鳴門」を推進すること

普段の「日常時」と災害発生時の「非常時」の垣根をなくす「フェーズフリー」の考えを市施策に導入することを推進し、市民に対しても周知啓発を行うことで、日常から自然と災害に備えることができるまちを実現する。

Ⅲ 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

1 脆弱性評価とは

大規模自然災害に対する脆弱性評価は、本市の特性を踏まえた上で、大規模自然災害による被害を回避するための施策の現状のどこに問題があるのかを知るために行うものである。これにより、本市の強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することが可能となる重要なプロセスである。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定し行う。

2 本市の特性

(1) 地勢

本市は、徳島県の東北端に位置し、南は吉野川、北は阿讃山脈、東は紀伊水道に面し、東西約 19.25 km、南北 13.52 km、面積 135.66 km²（令和元年 7 月 1 日時点 国土地理院より）。

(2) 地質

全面積の約 6 割が山地のため、平地は約 4 割である。市域の北部は阿讃山脈の東端にあたり山地が多く、南部は吉野川の北岸下流域に位置しており、吉野川流域に開けた沖積平野となっている。

市の最高峰である大麻山は標高 538 m で、山地は上部白亜系の和泉層群で構成されている。

阿讃山脈の南麓、ほぼ吉野川に沿う形で西日本最大の活断層である「中央構造線活断層帯」が東西に走っており、この断層帯を構成する断層のうち、市内では大手海岸から讃岐山脈のほぼ南縁に沿って延びる「鳴門断層」と、その少し南を並走する「鳴門南断層」の 2 つの活断層がある。

(3) 気象

徳島県は、大きく 2 つの気候区に大別され、本市を含む北部は瀬戸内気候に属し、温暖で少雨地域であり、沿岸地域では強風が吹きやすく、紀伊水道側では南よりの風、瀬戸内海側では西から北よりの風が強く吹く。高潮については瀬戸内海側で高くなることが多い。また、潮位や干満の時刻は瀬戸内海側と紀伊水道側では数時間の差がある。

① 鳴門市の降水量

徳島県内においては、剣山系を境として、県北部の降水量は県南部の降水量 2 分の 1 以下となっており、干ばつの年には剣山系北側では、800～900 mm のこともある。「鳴門市消防年報」（鳴門市消防本部）によると、本市の年平均降水量は約 1,400 mm であり、県内では雨量が少ない地域に属する。

② 鳴門市の気温

本市における年平均気温は、約 16℃ で、1 年を通じての寒暖差は約 38℃ となっている。

(4) 人口

国勢調査の結果によると、本市の人口は、1995 年の 64,923 人をピークにその後減少傾向にあり、2015 年には、59,101 人となっている。少子高齢化の影

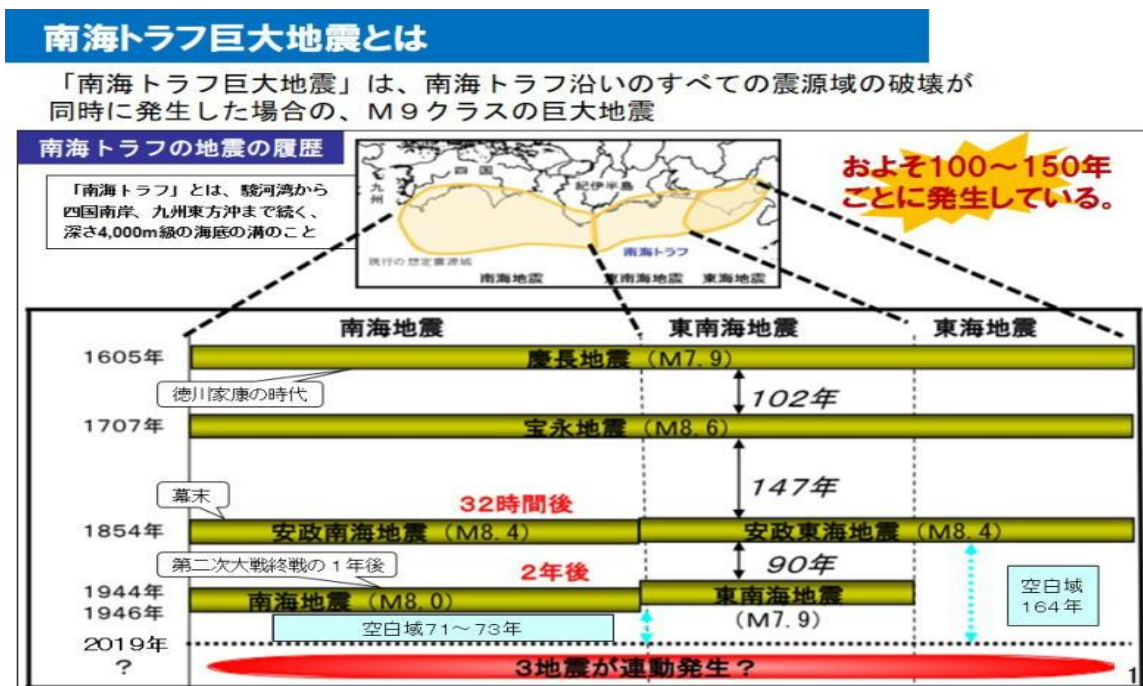
響などにより、減少傾向にある一方、世帯数が増加傾向にあるなど、世帯の小規模化が進んでいる。

(5) 災害の歴史

① 南海トラフ地震

徳島県は、有史以来幾度となく南海トラフを震源とする地震・津波により甚大な被害を受けており、江戸時代以降も、4度の地震・津波に襲われている（下図参照）。南海トラフ地震は、100年～150年間隔の周期で繰り返し発生しており、また、東海地震及び東南海地震と同時もしくは少しの間隔を開けて発生している。

平成31年1月1日現在の今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率は、地震調査研究推進本部によると70～80%となっている。



② 大規模な水害

徳島県では、吉野川が代表的な一級河川であり、これらの支派川のほか、四国山地から東流して太平洋に注ぐ、数多くの二級河川がある。また、徳島県は台風の常襲地帯であることから、これらの河川は幾度となく大規模な氾濫を繰り返し、大きな被害を与えてきた。

特に吉野川は、「四国三郎」とも呼ばれ、我が国の3大暴れ川の一つであり、かつては、毎年のように氾濫し、流域の人々を苦しめてきた。本市での近しい記録として、平成16年に上陸した、台風23号により吉野川水系である「新池川」が氾濫し、多くの浸水被害等をもたらした。

吉野川の主な洪水の歴史

西暦	年号	要因	被害状況
886	仁和2年		大洪水、河道が岩津の南に変わる
1849	嘉永2年		酉の水 死者250人
1866	慶応2年		寅の大水 死者2140人～3万人余
1888	明治21年		死者30人
1912	大正元年		死者81名、浸水面積28000ha
1934	昭和9年	室戸台風	死者行方不明者39人、住宅全半壊2190戸
1945	昭和20年	枕崎台風	死者12名、浸水面積3248ha
1961	昭和36年	第2室戸台風	浸水面積6638ha
1976	昭和51年	台風17号	全壊流出家屋109戸、浸水面積12704ha
2004	平成16年	台風23号	浸水面積7645ha

③ 大規模な土砂災害

徳島県は、急峻な地形や脆弱な地質に加えて、台風常襲地帯であることから、大規模な土砂災害にたびたび見舞われ、明治以降、発生した深層崩壊でも大きな被害を受けている。

本市においても、ひとたび土砂災害等が発生した場合に、生命、身体に著しい危害が生じ、建築物などにも損壊が生じる可能性のある危険箇所として、土砂災害警戒区域等も多く指定されている。

④ 豪雪による災害

徳島県は、冬期についても比較的温暖であり年間降雪量も少ないが、近年の異常気象により、豪雪による災害が発生する可能性が高まっている。平成26年12月に、県西部の山間部を中心に降った雪は、広範囲にわたって沿道の木々を倒したため、道路の通行止めや電気、電話の途絶を引き起こし、長期にわたり多くの集落が孤立したところであり、改めて、豪雪災害に対する備えの必要性が認識された。

3 対象とする自然災害（想定するリスク）

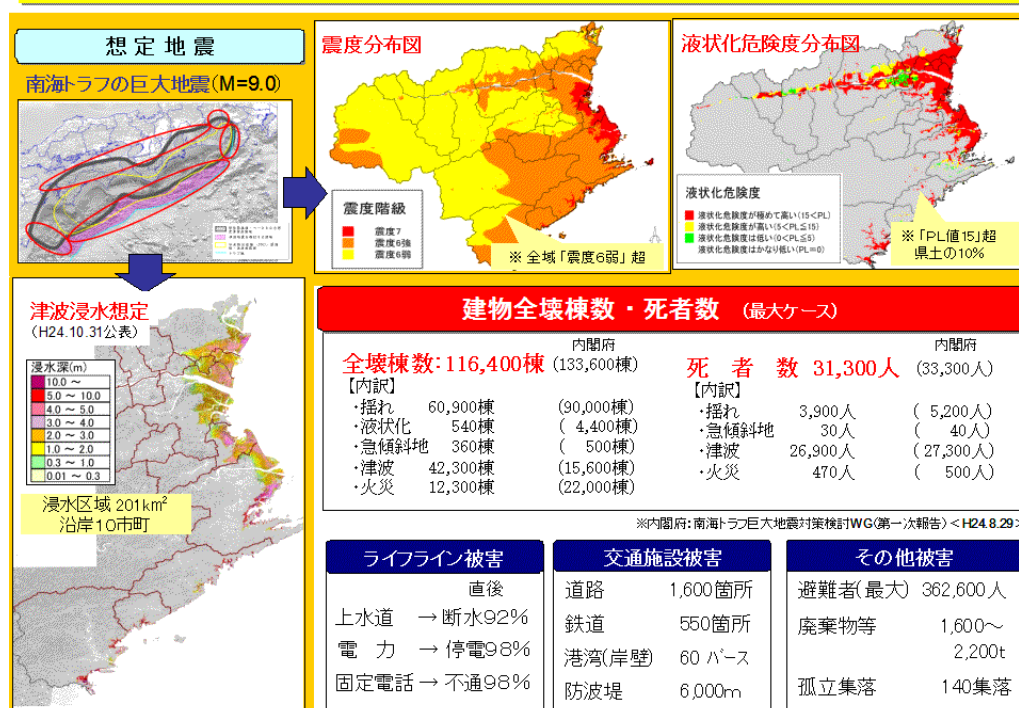
対象とする自然災害に関しては、「2 本市の特性」や

- (1) 南海トラフ地震の今後30年以内にM8～9クラスの発生確率が70～80%となっていること
- (2) 中央構造線活断層帯等の活断層を震源とする直下型地震も懸念されること
- (3) 平成30年に発生した7月豪雨や台風21号など、近年の台風は大型化し、集中豪雨が激化していることから、本市でも河川等の氾濫、高潮による被害、また土砂災害等の発生が懸念されること
- (4) 平成26年12月の豪雪により、県西部の広い範囲で6日間にわたり孤立集落が発生したこと
- (5) これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害の発生が懸念されること

などから、次のように決定する。

主な大規模自然災害		想定する規模等
南海トラフ地震・津波		・南海トラフ地震・津波については、内閣府「南海トラフの巨大地震検討会」が公表した「想定震源断層域」に基づき、地震はM9.0、津波はM9.1とする。 ・南海トラフの東側の領域でM8.0の地震が発生し、7日以内に後発地震発生の可能性が相対的に高まった場合を想定（臨時情報の発表）。
中央構造線・活断層地震等（直下型地震等）		中央構造線断層帯で想定される最大クラスの地震（M7.7）とする。
台風・ 梅雨前線 豪雨・豪雪等	大規模風水害	想定しうる最大規模の降雨や高潮等による風水害を想定。例えば、連続雨量が1,000ミリを超える大雨や100ミリの雨量が数時間継続する大雨による堤防の決壊等。
	大規模土砂災害	人的被害の発生する深層崩壊等を想定。これにより形成された天然ダムによる湛水及び決壊も想定。
	豪雪災害	短期間での除雪が困難となる、または、着雪により大量の倒木が発生し、道路の通行止めや電気・電話等が途絶する事態が広域で発生する豪雪を想定。
複合災害		台風が連続して襲来する場合や南海トラフ地震により被災した施設の復旧が進まず、その後の異常気象で繰り返し大規模な災害が発生すること等を想定。

徳島県 南海トラフ巨大地震 想定結果



4 施策分野の決定

評価を行う個別施策分野及び横断的施策分野は、基本計画の施策分野を参考に次の5つの個別的施策分野と6つの横断的分野とした。

(1) 個別施策分野

- | | |
|------------|-------------------------|
| ①行政施策分野 | 行政機能 警察・消防等 |
| ②住環境分野 | 住宅・都市 環境 |
| ③保健医療・福祉分野 | 保健医療・福祉 |
| ④産業分野 | エネルギー 金融 情報通信 産業構造 農林水産 |
| ⑤国土保全・交通分野 | 交通・物流 国土保全 土地利用 |

(2) 横断的施策分野

- | | |
|-----------------|-------------------|
| ①リスクコミュニケーション分野 | 様々なリスクコミュニケーション施策 |
| ②人材育成分野 | 民間の人材確保・育成等 |
| ③官民連携分野 | さまざまな官民連携施策 |
| ④長寿命化対策分野 | 公共土木施設等の老朽化対策等 |
| ⑤研究開発分野 | 簡易耐震化・LED製品等 |
| ⑥過疎対策分野 | 孤立可能性集落の対策等 |

なお、研究開発分野については、本市の既存施策では該当する施策がないため、今後本計画を推進するうえで、該当する新たな施策を検討する。

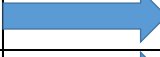
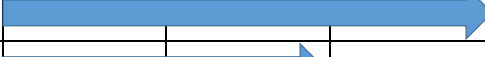
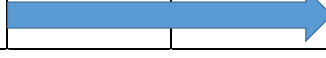
5 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、基本法第 17 条第 3 項により、最悪の事態を想定した上で、科学的知見に基づき、総合的かつ客観的に行うものとされている。起きてはならない最悪の事態に関しては、基本計画の 45 の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8 つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして 41 の「起きてはならない最悪の事態」を次のように設定した。

(1) 事前に備えるべき目標

事前に備えるべき目標		プログラムにより回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2 多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
		2-3 自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-6 被災地における感染症等の大規模発生
		2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-3 コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響
		5-5 食料等の安定供給の停滞
		5-6 農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4 陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5 防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2 海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-4 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-5 有害物質の大規模拡散・流出
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失
		8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-6 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-7 速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

(2) 8つの目標の時間軸上の整理

事前に備えるべき目標		事前復興	災害発生時	災害発生直後	復旧	復興
1	全ての人命を守る					
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難環境生活を確保					
3	必要不可欠な行政機能の確保					
4	必要不可欠な情報通信機能等の確保					
5	経済活動を機能不全に陥らせない					
6	ライフライン等の確保・早期復旧					
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない					
8	地域社会・経済が迅速かつ強靱に復興できる条件を整備					

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために現在実施されている施策を洗い出し、現状の脆弱性の分析・評価を行う。

6 重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群（以下「プログラム」という。）の達成度や進捗を把握するため、プログラムごとに重要業績指標をできるだけ多く選定した。重要業績指標は、指標とプログラムの関連性（直接性、有益性）、指標と施策の関連性（寄与性、妥当性）及び指標の特性（客観性、実践性）の観点に着目して選定した。重要業績指標は、脆弱性評価や、今後、これを踏まえて、推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、今後プログラムの進捗管理に活用するにあたり、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行うこととする。

7 脆弱性評価の実施手順

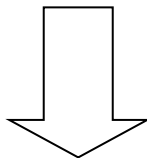
脆弱性評価は、次の手順により実施した。

脆弱性評価の実施手順について

1. 現状調査

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、市等が実施している取り組みを調査・整理し、進捗状況を示す指標の選定を行う。

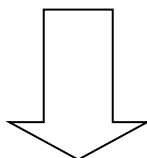
- ①市の各部局において、実施している取り組みを調査
- ②国、県、関係防災機関、関係団体等で実施している取り組みを調査
- ③市等の取り組みを整理
- ④重要業績指標を選定



2. 現状分析

市等の取り組みについて、現在の進捗状況や達成度を把握し、現状分析を行い、課題を抽出する。

- ①市等の取り組みの進捗状況や達成度を整理
- ②「最悪の事態」を回避するため、現在の取り組みを進めるだけで十分か分析
- ③不足する場合には、必要な取り組み等を検討
- ④同様に「施策分野」・「横断的分野」においても分析検討を実施



3. 脆弱性評価まとめ等

「起きてはならない最悪の事態」、「横断的分野」毎に課題のとりまとめを行い、重要業績指標の現況地を記載。

8 脆弱性評価結果

脆弱性評価結果を参考として、各取り組み内容の整理を行った。また、評価にあたって活用した重要業績指標とその現況値等は、別紙1のとおりである。

Ⅳ 国土強靱化の推進方針

●プログラムごとの推進方針

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、また、「鳴門市の強靱化を推進する上での基本的な方針」を念頭に置きながら、起きてはならない最悪の事態を回避するために、今後何をすべきか必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針としてとりまとめ、あわせて重要業績指標について目標値を設定した。

（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

●施策の重点化

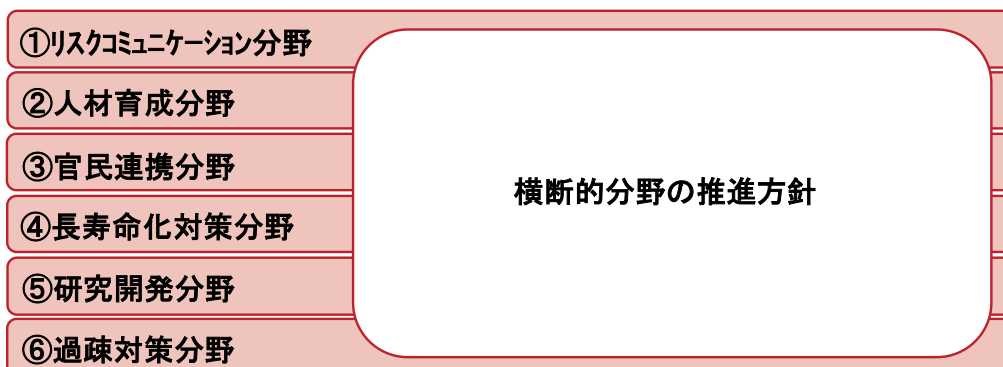
4 1 のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4 つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画と県の地域計画の一体性等を考慮し、プログラムの重点化を行うこととする。

【推進方針の取りまとめイメージ】

個別施策分野

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	個別施策分野					推進方針	重要業績指標
			行政施策分野	住環境分野	保健医療福祉分野	産業分野	国土保全交通分野		
1 人命の保護が最大限図られる。	1 すべての人命を守る	1-1 ○○○○							・住宅の耐震化率
		1-2 ○○○○							・重点整備河川の整備率
									・土砂災害に係る基礎調査の実施率
	2 重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。	2-1 ○○○○						起きてはならない最悪の事態を回避するために必要な取組の方針	
									・緊急輸送道路の橋梁耐震化率
	3 ○○○○								
4 ○○○○									

横断的分野



1 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、市内全域が強い揺れに見舞われ、耐震化の不十分な建物の倒壊や火災が各所で発生し、沿岸部には、大津波が襲来したことから、多数の人命が失われる。
- ・ 大型台風の襲来により、河川堤防が各地で決壊し、市内の広い地域で甚大な浸水被害が発生する。また、山間部では、土石流、地すべり、がけ崩れが多発し、大規模な深層崩壊も発生し、多数の犠牲者が出る。
- ・ 近年の異常気象に伴う大雪によって、道路の通行止めやライフラインが途絶し、孤立した集落で死者が発生する。

1－1）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

1－2）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

<要点>

住宅・建築物の耐震化や防火用設備の整備を推進し、警察、消防等による救助・救急活動体制の充実強化を図り、「防災啓発の充実」や「防災訓練の実施」により、地域防災力（自助・共助）の強化に努め、建築物等の倒壊や火災による死傷者の発生を防ぐ。

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策、防災用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、徳島県及び市で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・ 木造住宅等の耐震化率（住宅・建築物安全ストック形成事業）

耐震化支援策実施（R1）→ 100%（R2）

- ・ 各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数

3回（R1）→ 2回／年以上（R5）



- 安全で快適な住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、「公営住宅等ストック総合改善事業」など、老朽化対策等を実施することにより、住環境の改善を図る。

- 学校施設は、小中学校及び幼稚園の非構造部材を含めた施設の耐震対策を推進してきたところであり、引き続き、地域の避難所としての機能を果たせるよう、施設設備の安全点検及び安全対策、老朽化対策等の推進を図る。

- ・ 学校施設の耐震化率

100%（R1）

○ 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化や、自家発電等の対策により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを徳島県とともに進める。また、臨時情報が発表された場合を想定し、入居者等の保護及び保護者への引継ぎの方法等を定めるなどの防災対応を整備し、保護者等と共有を図る。

○ 地震発生時の家具等の転倒による直接死や避難の遅れ等による被災を軽減するため、高齢者等の住宅の家具等を固定する転倒防止器具設置を支援するとともに、転倒防止に関する啓発を行う。

・家具転倒防止器具設置支援数（累計） 527件（R1） → 727件（R5）

○ 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

・防災関連標識版の整備等 推進（R1） → 推進（R5）

自助・共助の取組強化

○ 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の組織率維持、住民参加による避難訓練の実施等により、防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

・地域防災推進員講座受講者（累計） 68人（R1） → 88人（R5）

・市内中学高校生の防災士登録者支援数（累計） 3人（R1） → 33人（R5）

・若年層等への防災啓発としての防災フェア等の開催数（累計）
2回（R1） → 10回（R5）

○ 被害を最小限に抑えることを目的に企業自ら行う取組を支援するため、事業所の耐震化、移転等に要する経費を対象とした中小企業向け融資制度の周知及び啓発を行う。

建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）（空き家対策総合支援事業）
88戸（R1） → 188戸（R5）

・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）（住宅・建築物安全ストック形成事業）
34件（R1） → 94件（R5）

防火・消火体制の整備

○ 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。

都市計画マスタープランの見直し

- 徳島県が策定する徳島東部都市計画区域マスタープランに沿って、本市においても、すべての人が将来にわたり安全で快適に暮らせる持続可能な都市構造の実現を目指すため、関連計画等と整合性を図りながら都市計画マスタープランの見直しを検討・実施する。

重要物流道路等の機能確保

- 交通施設については、立体交差する施設や電柱、沿道沿線を含め、利用者に倒壊による危害を与えないよう、耐震化や除却等を促進する。また、高齢化・人口減少に伴う技術者減に備え、インフラの点検・診断・補修補強等の現場を支援するため、各道路管理者が連携し、現場研修や新技術の導入等を進め、点検整備の実効性を高める。

（道路橋梁長寿命化事業）

- ・道路橋梁（主要１０橋）保全整備率 ５０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路橋梁耐震化事業）

- ・道路橋梁の耐震診断率 ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路舗装修繕事業）

- ・主要市道の舗装修繕計画策定率 ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）
- ・主要市道の舗装修繕率 ０％（Ｒ１） → ３０％（Ｒ５）

（生命線道路整備事業）

- ・生命線道路斜面（法面）調査計画策定 ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路附属物健全化事業）

- ・道路照明ＬＥＤ化 完了（Ｒ１）
- ・主要道路標識等の調査計画策定 ０％（Ｒ１） → ５０％（Ｒ５）

臨時情報を活用した防災対応

- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画を策定する。

- ・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定
着手（Ｒ１） → 策定・運用（Ｒ２）

- 市内小・中学校、幼稚園における対応として「臨時情報」（巨大地震警戒）発表時には、全校・園を臨時休校及び休園とし、幼児・児童・生徒の安全を確保する。

- ・『「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校・幼稚園における対応方針』の策定
完了（Ｒ１）

１－３）広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生

<要点>

大規模津波発生時に素早い避難ができるよう市民の津波避難意識の向上を図るとともに、避難訓練を重ね、災害時要援護者対策も促進する。また、津波避難路・避難場所の整備を促進し、海岸、河川堤防の整備や市民への津波情報伝達体制の整備を推進する。

津波避難意識の向上及び訓練の実施

- 津波からの即避難率１００％を目指し、意識啓発を推進するとともに、防災士や災害ボランティアコーディネーターなどの防災人材の育成、自主防災組織の充実強化等を図るなど、行政や大学、企業が一体となり総合的なソフト対策を推進する。

市災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域との共有を図るとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の取り組みを一層促進する。

- ・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進

促進（Ｒ１） → 促進（Ｒ５）

津波避難路・避難場所の整備

- 高速道路の法面を活用した避難路・避難場所の整備など、より多くの津波避難場所を確保する。

- ・ 高規格幹線道路等を活用した避難路や避難場所の整備促進・機能充実

促進（Ｒ１） → 促進（Ｒ５）

- 広域的かつ大規模な災害による多数の避難者に対応するため、避難場所として公園を利用する。

- 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

- ・ 防災関連標識版の整備等（再掲）

推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）

海岸・河川堤防等の水門・樋門等の耐震化等

- 津波が想定される地域等における河川・海岸の水門、樋門の耐震対策や閉鎖作業訓練により能力の向上を図る。

（地震対策事業）

- ・ 撫養排水機場の耐震・耐津波対策の促進

工事施工中（Ｒ１） → 工事促進（Ｒ５）

津波情報伝達体制の強化

- 津波情報をいち早く確実に住民に伝えるため、テレビや携帯電話などを活用した避難情報の提供など、津波情報伝達体制の強化を図る。

- 津波・洪水浸水想定や震度分布などの防災情報を、ハザードマップ等の地図として視覚的に分かりやすくし、インターネット上に公開することで、日頃から避難場所や避難経路などの確認できる環境を実現し、防災意識向上を図る。

建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

・ 老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）（空き家対策総合支援事業）
（再掲）

88戸（R1） → 188戸（R5）

・ ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）（住宅・建築物安全ストック形成事業）
（再掲）

34件（R1） → 94件（R5）



除却前



除却後

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

臨時情報を活用した防災対応

○ 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画を策定する。

○ 地震、台風、豪雨などの災害に不慣れな外国人に対して、防災に関する啓発を推進する。

・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）
着手（R1） → 策定・運用（R2）

1－4）突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

<要点>

河川整備等を推進し、被害の最小化を図るとともに、危機管理型水位計の整備や洪水タイムラインの作成による事前の防災力の強化を図る。また、高潮防災区域図の作成や、防災啓発、防災訓練を実施することにより、安全な避難体制を確立し、浸水による人的被害を防ぐ。

河川整備等の推進

○ 大規模水害における堤防の決壊や、水門・樋門等の作動不良による被害等を未然に防ぐため、施設の老朽化対策を推進する。

(老朽化対策事業)

- ・公共下水道(雨水)管渠の長寿命化対策の促進 工事施工中(R1) → 工事促進(R5)
- ・下水道ストックマネジメント計画の策定 計画策定中(R1) → 策定完了(R5)

避難対策の推進及び事前の防災力強化

○ 気候変動に伴う水害の頻発・激甚化に対して、住民の避難行動を促し、人的被害をなくすため、分かりやすい水位情報の発信や洪水浸水想定区域、洪水タイムラインの周知を推進する。

- ・洪水浸水想定区域図の見直し 3河川完了(R1)
- ・洪水タイムラインの作成 3河川完了(R1)

○ 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図等の作成や周知、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

- ・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進

検討(R1) → 推進(R5)

1-5) 大規模な土砂災害(深層崩壊)や大雪等による多数の死傷者の発生

<要点>

治山・砂防事業等の土砂災害対策及び国土保全機能を発揮する森林整備を推進し、特に要配慮者利用施設や避難路・避難施設に対する保全を図る。また、土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備を促進する。

大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

土砂災害対策及び森林整備の推進

○ 大規模土砂災害の被害を最小限に押さえるため国等と連携し、治山・砂防事業、地すべり防止事業等を推進し、特に要配慮者利用施設、避難路・避難施設に対する安全を確保する。

- ・土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全 推進(R1) → 推進(R4)

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、間伐等の森林整備や治山・地すべり防止事業を徳島県とともに推進する。

土砂災害等に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)に基づく区域指定の周知や土砂災害警戒情報等の発表を受けての避難情報の発令等により、土砂災害の危険性の周知を強化する。さらに、住民への啓発、避難訓練等を併せたソフト対策全般を強化し、実効性のある避難のための警戒避難体制の整備を図る。

- ・土砂災害警戒区域の指定 完了（Ｒ１）
- ・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成 完了（Ｒ１）

○ 深層崩壊や地すべりの発生に対し、情報を速やかに入手し、住民へ避難情報が出せるよう体制づくりを行うとともに、関係機関が連携した防災訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る。

ため池対策の推進

○ 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図等の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

- ・ 農業用ため池に関するデータベース整備・周知

着手中（Ｒ１） → 整備・周知（Ｒ２）

- ・ 防災重点ため池の浸水想定区域図作成

２１池（Ｒ１） → ８１池（Ｒ２）

救助・救急活動体制の整備

○ 過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図る。

大雪等に伴う孤立化対策の推進

○ 大雪等に伴う倒木によるライフラインの途絶や地域の孤立が発生した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の整備を図る。

2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、津波や土砂崩れにより道路が至るところで通行不能となり、物資・エネルギーの供給停止や孤立集落が発生する。
- ・ 自衛隊、警察、消防、海保等の被災による人材・資機材の不足により、救助・救急活動が困難となる。
- ・ 鉄道や幹線道路の損壊により、大量の帰宅困難者が発生し、水・食料等の供給が不足する。
- ・ 医療施設等の被災に加え、支援ルート、エネルギー供給が途絶したことにより、医療スタッフや医薬品が不足し、医療機能が麻痺する。さらに、上下水道施設の損壊等により衛生状態が悪化することから、感染症が大規模発生する。
- ・ 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、電源喪失による不十分な健康管理が原因で被災者の健康状態が悪化し、災害関連死が発生する。

2－１）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

2－２）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

<要点>

家庭や地域、市町村や県が、それぞれの役割に応じた備蓄を推進する。また、物資調達・供給体制を構築し、救援物資の輸送を確保するため、道路や港湾の機能強化を図る。さらに、孤立集落の発生を防止するため、生命線道路・河川の整備、土砂災害対策や緊急輸送道路を強化するとともに、孤立集落可能性カルテを作成し、集落ごとの情報を一元的に管理する。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、市民は家庭や地域での備蓄を促進し、市・県はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。



・ 非常用食料、水の市備蓄 完了（Ｒ１）→ 備蓄維持（Ｒ５）

- 災害時の物資供給に係る協定の締結を引き続き進めるとともに、「南海トラフ地震等に対応した備蓄方針」に基づいた、食料備蓄等を継続して推進する。

物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、協定の締結、ＢＣＰの策定等により、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。

- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

- ・ 総合防災訓練等の実施 開催（Ｒ１）→ 毎年度開催
- ・ 「災害時等における協力に関する協定書」の締結 推進（Ｒ１）→ 推進（Ｒ５）

救援物資等の受援体制の整備

- 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

水道施設の耐震化

- 水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時の応急給水・復旧計画の充実を図る。

- ・ 鳴門市・北島町共同浄水場の整備 基本計画策定（Ｒ１）→ 工事着手（Ｒ４）
- ・ 基幹管路の耐震化率 ２５％（Ｒ１）→ ２９％（Ｒ４）

孤立化防止のための情報収集

- 地震や集中豪雨等による孤立集落の発生に備え、徳島県と連携して「孤立可能性集落カルテ」を作成することで、集落ごとの情報を一元的に収集し、災害時の迅速かつ的確な支援へ繋げる。

- ・ 孤立可能性集落カルテの作成 着手（Ｒ１）→ 連携体制構築（Ｒ４）

孤立化防止のための道路整備

- 孤立化防止のため、道路への落石、倒木、法面崩壊や道路標識の転倒や狭隘道路対策などに対応すべく、重要物流道路等の機能保全を推進する。

（道路橋梁長寿命化事業）

- ・ 道路橋梁（主要１０橋）保全整備率（再掲） ５０％（Ｒ１）→ １００％（Ｒ５）

（道路橋梁耐震化事業）

- ・ 道路橋梁の耐震診断率（再掲） ０％（Ｒ１）→ １００％（Ｒ５）

（道路舗装修繕事業）

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） ０％（Ｒ１）→ １００％（Ｒ５）
- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） ０％（Ｒ１）→ ３０％（Ｒ５）

（生命線道路整備事業）

- ・ 生命線道路斜面（法面）調査計画策定（再掲） ０％（Ｒ１）→ １００％（Ｒ５）

（道路附属物健全化事業）

- ・ 道路照明ＬＥＤ化（再掲） 完了（Ｒ１）
- ・ 主要道路標識等の調査計画策定（再掲） ０％（Ｒ１）→ ５０％（Ｒ５）

孤立化集落における電源や通信手段の確保対策

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備や避難所の機能強化を促進する。

- 温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を検討する。

- ライフラインの途絶や地域が孤立した場合でも、被災者の情報が把握できるよう、無線、電話、インターネットなど多重化した通信手段の確保に取り組む。

ライフライン事業者等との連携強化

- 孤立化集落における長期の停電や通信の途絶に備えるとともに、その早期復旧を図るため、徳島県、市及びライフライン事業等の関係機関の間で、事前対策の検討や緊急時の連絡体制を整えるなど、連携強化を図る。

２－３）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

<要点>

自衛隊・警察・消防等における災害対応能力の強化や施設の耐震化を推進し、他都道府県との訓練実施等により連携強化を図る。また、消防団や自主防災組織の充実強化も推進する。

消防等の施設の耐震化及び機能強化、資機材等の充実強化

- 消防等において、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を図るとともに、施設の耐震化整備を推進する。

消防団や自主防災組織の充実強化

- 消防団の装備資機材等の充実・強化を図るとともに、消防団員の確保を図るため、未来の地域防災の担い手である少年消防クラブの育成支援や若手団員や女性団員の入団を促進する。

- ・ 自主防災組織に対する活動助成 推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）
- ・ 「機能別団員制度」の導入 検討（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）
- ・ 消防団員数 ９４６名（Ｒ１） → １，０００名（Ｒ５）

- 消防団と自主防災組織や婦人防火クラブ等とが連携し、地域防災の担い手の育成を進めるなど地域防災力の充実強化を図る。また、消防現場における女性の活躍を推進する。

- ・ 消防現場における女性の活躍を推進 推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）

防災拠点等の電力確保

- 救助・救急活動の統制等の役割を担う防災拠点等に太陽光パネル及び蓄電池等の設置を推進し、停電時でも救助・救急活動の統制等に必要な電力を確保する。

関係機関の連携強化、訓練の実施

- 関係機関との連携強化を図り、合同訓練等を実施するとともに、必要に応じさらに見直しを行い、訓練の習熟度を高める。

- ・ 総合防災訓練等の実施（再掲） 実施（Ｒ１） → 毎年度実施

- 被災時における多数遺体の身元確認等に対応するため、徳島県とともに医師会、歯科医師会との連携体制の構築を図るとともに、訓練の参加を通じてその実行性を高める。

2-4) 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

<要点>

帰宅困難者を受け入れる一時滞在施設の確保や機能強化を推進するとともに、企業や学校において、食料や水の備蓄を促進する。また、高規格道路のミッシングリンクの解消、緊急輸送道路等の耐震化、無電柱化を推進することで、食料等の供給不足を防ぐ。

帰宅困難者の受入体制等の確保

- 災害時の帰宅困難者に適切な情報や便宜を提供できる「災害時帰宅困難者支援ステーション」の普及啓発や企業と地域との連携強化など帰宅困難者対策を推進するとともに、膨大な数の帰宅困難者の受け入れに必要な一時滞在施設の確保や機能強化を推進する。
- 道路の通行止めや公共交通機関の運行停止に伴う帰宅困難者の発生に備えて、企業や学校における食料や水の備蓄を促進するため、その普及啓発を図る。

重要物流道路等の強化

- 重要物流道路等の耐震化等を推進する。

(道路橋梁長寿命化事業)

- ・ 道路橋梁（主要10橋）保全整備率（再掲） 50%（R1） → 100%（R5）

(道路橋梁耐震化事業)

- ・ 道路橋梁の耐震診断率（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）

(道路舗装修繕事業)

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）
- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） 0%（R1） → 30%（R5）

(生命線道路整備事業)

- ・ 生命線道路斜面（法面）調査計画策定（再掲） 0%（R1） → 100%（R5）

(道路附属物健全化事業)

- ・ 道路照明LED化（再掲） 完了（R1）
- ・ 主要道路標識等の調査計画策定（再掲） 0%（R1） → 50%（R5）

2-5) 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

2-6) 被災地における感染症等の大規模発生

2-7) 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生

＜要点＞

救助・救急、医療活動に支障が出ないよう、防災拠点等における電力確保対策、緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給体制の整備を図る。

他都道府県等との相互応援体制を構築するなど、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できる体制を整備し、交通網の寸断に備えたヘリコプターの受援体制の強化を図り、医療機能の麻痺を防ぐ。また、「とくしま災害感染症専門チーム」を活用し、避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐ。

長期の避難生活に備えた避難環境の向上や避難所等への物資供給体制を確立する。また、福祉避難所の指定や要配慮者対策を考慮した避難所運営体制を促進し、心のケアを含めた多様なサポート体制を整備することにより災害関連死を防ぐ。

災害医療体制の構築

- 医療機関の災害対策マニュアルやＢＣＰ（事業継続計画）の整備に向けて、災害訓練や救急救急勉強会等を継続して実施することにより、災害医療提供体制の一層の充実・強化を図る。
- 大規模災害時に医療施設や医療関係者が不足する事態に備えた他都道府県等との相互応援体制をより強化するため、継続的に訓練を実施する。

災害医療を担う人材育成

- 災害拠点病院等においては、災害発生時に迅速かつ円滑な医療及び被災地支援を実施できるよう、関係機関と連携し、災害医療についての研修や訓練を継続的に実施し、資質の向上に努める。



災害医療対応力・機動力の強化

- 医療関係者と自衛隊・警察・消防とが連携し、より実働的な訓練を重ねることにより、発災時における災害医療対応力・機動力を強化する。



- 大規模災害時に備え、災害時相互応援協定の締結先である鳥取県境港市をはじめ関西広域連合内での相互応援の取り組みの拡大を図る。
- 災害時における医薬品を確保するため、被害想定等から必要な品目・数量等を精査し備蓄するとともに、関係業界等との協定締結等によりその供給確保体制を構築する。さらに、交通網の寸断を想定し、災害拠点病院や救護所への医薬品の迅速な搬送体制についても検討を進める。

・企業との協定による医薬品の供給 促進（Ｒ１）→ 促進（Ｒ５）

- 温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を検討する。

- フェーズフリーの観点から、次世代エコカー（ＥＶ、ＦＣＶ、ＰＨＶ等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、防災フェア等の中で使用することで、広く市民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取り組みの推進を図る。

・エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計） 2件（Ｒ１） → 10件（Ｒ５）

発災時の燃料供給体制整備

- 災害時における緊急通行車両や災害拠点病院等への燃料供給について、石油商業組合と締結した協定が維持・強化されるよう、石油商業組合との情報交換等、連携を密にし、発災時の燃料供給が円滑に行われるよう体制を整備する。

・石油商業組合鳴門支部との協定等 完了（Ｒ１）

- 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、避難所への燃料供給が確実に行えるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の備蓄等に取り組む。

感染症の発生・まん延防止

- 避難所等における感染症の発生・まん延を防ぐため、災害時の避難所において、高い専門性を活かして初期段階から衛生状況等を把握し、助言・指導を行う「とくしま災害感染症専門チーム」を活用し、また、調整に必要な資機材の充実や避難所運営訓練等への参加により対応技術の向上を図る。

下水道対策による衛生面の悪化防止

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠におけるストックマネジメント計画を策定するとともに下水道ＢＣＰの継続的な改善を行う。

（老朽化対策事業）

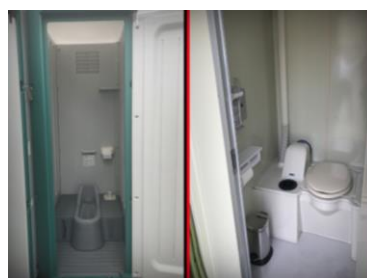
・下水道ストックマネジメント計画の策定（再掲）

計画策定中（Ｒ１） → 策定完了（Ｒ５）

・下水道ＢＣＰの継続的な改善と被害の最小化を図る取組みの実施

推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）

- 「災害時等における協力に関する協定書」の締結団体と連携した訓練等を通じて、大規模災害時に避難所等へ簡易トイレや仮設トイレが迅速に供給されるよう取組を強化する。また、簡易トイレ等の備蓄についても促進する。



- ・快適トイレ導入基数（累計） 140基（R1） → 260基（R5）
- ・災害用携帯トイレの市備蓄率 50%（R1） → 100%（R4）

避難環境の向上

- 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。
- 長期の避難生活に備えて、避難所における避難者の「生活の質（ＱＯＬ）」の向上を図るため、避難所の衛生環境の確保、機能強化を図るとともに、公共既存施設等について、その特長を最大限に活用した「快適な避難所」の確保を促進する。

- ・スフィア・プロジェクト研修等の参加者数（累計） 19人（R1） → 27人（R5）
- ・防災フェア等を通じたスフィア・プロジェクト啓発回数（累計） 2回（R1） → 14回（R5）

- 地域住民が主体となって、それぞれの役割に応じ円滑な避難所運営ができるよう、地域ぐるみの取り組みを促進する。



- 平成26年1月に改訂した「徳島県災害時要援護者支援対策マニュアル」を受け、避難所運営のリーダー養成や子供や女性の視点を考慮し作成した「避難所運営マニュアル」を必要に応じて見直し、避難所における良好な生活環境に配慮した避難所運営体制づくりを進める。

- ・「快適避難所運営リーダーカード」交付者数（累計） 27人（R1） → 35人（R5）

- 避難所における適切な食事提供やアレルギーや生活習慣病等の食事に配慮が必要な方へのきめ細やかな栄養・食生活支援が速やかに展開できるよう、関係機関・団体等との連携体制を推進する。

要配慮者支援の強化

- 福祉避難所の指定を推進するとともに、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応能力を向上させる。
- 社会福祉施設や幼稚園等については、大規模自然災害の発生に備えて、被災時の迅速な事業復旧を可能とし、利用者への影響を最小限にとどめるためにBCP等の作成を促進する。
- 「発達障がい者」向けの「防災ハンドブック」を活用し、当事者および家族や関係機関を対象に、災害に対する意識を高めるとともに、発達障がい者への支援体制の整備促進を行う。



3 必要不可欠な行政機能は確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震発生後、警察官にも死傷者が発生し、資機材等も被害を受け被災地域のパトロールが手薄になり、治安が悪化する。
- ・ 大規模停電により、津波から避難しようとする車などが多重衝突事故や人身事故を起こすなど重大事故が多発する。
- ・ 行政機関の職員に多くの死傷者が発生し、国、県、市をはじめ、防災関係機関との情報通信も途絶し、庁舎や学校も一部使用不能となり、行政機能が機能不全となる。また、代替施設にて災害対策本部を設置したものの、災害対応の経験が不足したことから、初動対応に遅れが生じる。

3－１）警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

3－２）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ

<要点>

庁舎等の耐震化や電力等の確保対策など機能強化を行うとともに、業務継続計画の策定や広域連携協定等により、行政機能不全の防止を図り、信号機電源付加装置の整備等により重大事故の多発を防ぐ。

庁舎等の耐震化、防災拠点施設の機能強化

○ 各行政機関において、庁舎の耐震化、停電時の電力や情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、代替庁舎の選定・確保、物資の備蓄等を推進する。

・ 防災拠点等となる市有施設の耐震化率 77.6%（R1） → 100%（R5）

○ 防災拠点等におけるエネルギー供給リスクの分散を図るため、太陽光パネル、蓄電池、自家発電装置の設置を推進し、自立・分散型電源の導入を検討する。

行政機関の業務継続計画の策定、広域連携等行政機能維持体制の整備

○ 市業務継続計画の改定をし、それに基づく訓練を定期的に行うことにより、大規模災害時における行政機能の継続及び早期復旧を図る。

・ 鳴門市業務継続計画の改定

推進（R1） → 改定（R3）

・ 安否情報等訓練の実施 実施（R1） → 毎年度実施

○ 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた

災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの



「災害マネジメント」が求められる。このため、市職員に対する実践的な研修等を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

- ・ 徳島県災害マネジメント総括支援員の市登録者数
1人（R1） → 5人（R5）
- ・ 徳島県災害マネジメント支援員の登録者数
—（R1） → 4人（R5）

○ 県内の市町村間はもとより、関西広域連合など広域的な連携を図り、大規模災害時に備え、平時からその結びつきを強化するための取組を推進する。

さらに、災害時相互応援協定の締結先である鳥取県境港市との間では、相互間の連携の確認や、民間団体の交流によることなど、相互応援体制の構築を視野にいたった取組の一層の促進を図る。

○ 市職員の「防災研修への参加」や「防災士資格の取得」を推進し、個々の防災能力を向上させることにより、行政機能の維持を図る。

警察機能維持対策の協力

○ 公共の安全と秩序の維持を図るため、市は、警察が業務を円滑に継続するための協力を行うよう努める。

情報システム等の機能強化、情報の遺失防止対策の推進

○ 市本庁舎が被災し、システムサーバやネットワーク機器等に甚大な被害が発生した場合においても、被災者支援をはじめ各種自治体業務の速やかな再開や、自治体機能の早期復旧を図るための各種対策を、現庁舎及び新庁舎において講じる。

- ・ 耐震性を備えた庁舎建物内における対策の実施
(ダウンリカバリーサーバ構築・各種住民データセーフ金庫保管) 完了（R1）
- ・ 基幹業務システムのクラウド化 完了（R1）
- ・ 被災者生活支援再建システムの更新 着手・完了（R1）

エネルギー供給体制等の整備・機能強化

○ 関係機関において、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、代替不能機器等の保全、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する。また、臨時情報が発表された場合には、後発地震に備え、水・食料等の備蓄、非常用発電装置やコンピュータ・システム等重要資機材点検等の所要の措置を実施する体制づくりを行う。

○ フェーズフリーの観点から、電力供給遮断などの非常時に、PHV・EVを用いて避難所等に電力を供給するシステムの普及に努める。

- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計）（再掲）
2件（R1） → 10件（R5）

○ 災害時の応急活動に不可欠な緊急車両への給油、避難所への燃料供給が確実にいえるよう、ガソリンのほか軽油・灯油・重油の備蓄等に取り組む。

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、四国内の各発電所や送電設備、変電所が大きな被害を受け長期停止に陥り、石油等の燃料についても基幹道路等の被災により輸送できず、情報通信が長期間麻痺する。
- ・ テレビ・ラジオ局の損壊とともに、長期にわたり電力供給が停止し、津波浸水のため機器が使用不能となり、市民に重要な情報が届かない。
- ・ 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助支援が遅れ、多数の死者が発生する。

4－１）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

4－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

4－３）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

<要点>

総合情報通信ネットワークシステムのデジタル化や多重化等により、県民への情報伝達体制の強化や情報通信システム基盤等の耐災害性の向上等を図り、情報通信が麻痺や長期停止することがないように対策を講ずるほか、避難行動要支援者に対する避難行動等の支援等により迅速な避難を促し、死傷者の発生を防ぐ。また、放送設備の非常用電源設備の津波浸水対策等に努めテレビ・ラジオ放送の中断等を防ぐ。

情報通信事業者や放送事業者等との連携強化

- 定期的に鳴門市防災会議を開催し、情報通信事業者や放送事業者をはじめとする県内の防災・危機管理関係機関等との連携強化を図り、総合防災訓練等を実施することで実効力を高める。

- ・ 鳴門市防災会議の開催 開催（Ｒ１） → 毎年度開催
- ・ 総合防災訓練の実施（再掲） 実施（Ｒ１） → 毎年度実施

放送設備の電力確保対策の促進

- 災害時に電力供給が停止した場合に備え、非常用電源設備の津波浸水対策や燃料備蓄に努める。

放送継続が可能となる体制の整備

- ＢＣＰや災害対応マニュアルを策定し、関係機関と連携した訓練等により、大規模災害時においても、テレビ放送が中断することがないように対策を講じる。

情報通信基盤の整備及び利活用の促進

- 通信事業者等の回線が停止した場合にも被災状況の確認や復旧活動等に支障を及ぼさないよう、衛星携帯電話の配備等による代替性の確保を図る。

情報伝達体制の強化

- 災害時情報通信ネットワークのデジタル化や多重化が進められるとともに、公共施設等における公衆無線ＬＡＮの整備やＪ－ＡＬＥＲＴ・防災行政無線による放送等に加えて、すだちくんメールやエリアメールの活用など情報伝達方法の強化が図られたところであるが、システムの安定運用や各種情報の普及啓発など、さらなる取り組みを推進する。
- 災害時情報共有システムにより収集された各種防災情報をＧＩＳ上で可視化し、「総合地図提供システム」、「安心とくしまＨＰ」や「Ｌアラート」で情報提供をするシステムの安定的な運用と情報発信手段の多様化を図る。

孤立化集落の不感エリアの解消

- 孤立化集落発生時に外部との通信手段を確保するための資機材の整備検討や避難所の機能強化を促進しているところであるが、進捗途上にあるためさらに推進する。

情報収集・共有体制の強化

- 「すだちくんメール」をはじめ各種安否確認サービスの普及を図るとともに、ＳＮＳを活用した情報収集体制を構築し、行政のみならず市民相互が必要とする様々な災害情報の収集・共有体制を確立する。



市災害時要援護者対策の促進

- 「災害時要援護者対策」を効果的に進めるため、避難行動要支援者名簿を作成し、地域との共有を図るとともに、避難行動要支援者の個別計画作成の取り組みを一層促進する。

・ 避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進（再掲）

促進（Ｒ１） → 促進（Ｒ５）

- 障がいのため意思疎通に支援が必要な方々に必要な支援を行うため、平素から個々の障がい特性に対する理解と認識を深め、いざという時に適切に対応できるようにするため、災害時に、障がい者を支援するための「防災ハンドブック」を周知する。

臨時情報が発表された場合の情報伝達体制の確立

- 臨時情報が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練の実施等により、臨時情報発表時における防災対応の体制整備・連携体制の強化、また臨時情報に関する住民理解の促進を図る。
- 地域の事前防災・減災体制の整備を促進するため、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」を活用した、「防災対応」の計画を策定する。

・ 「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定（再掲）

着手（Ｒ１） → 策定・運用（Ｒ２）

5 経済活動を機能不全に陥らせない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、製造業等の工場施設が被害を受け、生産ラインがストップするとともに、主要幹線道路の寸断により部品調達ができなくなり、県内企業の生産力が低下する。
- ・ コンビナート・発電所の長期停止や燃料の供給停止、重要な産業施設の損壊等により、社会経済活動が長期に停止する。
- ・ 金融機関の建物倒壊や停電により、金融サービス機能が停止し、住民生活や経済活動に大きな支障をきたす。
- ・ 沿岸部に大津波が襲来し、漁村地域が被害を受け水産物の供給が停止し、農業水利施設の被害や塩害により、農業生産が困難となる。また、緊急輸送道路等の被災により、県内外からの食料の供給が停滞する。
- ・ 南海トラフ地震の強い揺れや液状化により、県下の至る所で農・工業用水道の配管が破損し、長期にわたり農・工業用水が供給停止となる。

5-1) サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

5-2) エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

5-3) コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

5-4) 金融サービス・郵便等の機能停止による住民生活・商取引等への甚大な影響

<要点>

市内企業のBCP策定の取り組みを促進する。各ライフライン事業者におけるエネルギー供給停止対策の促進を図り、各金融機関は、住民や企業への金融取引が停止しないよう店舗の耐震化等対策を促進する。また、物流ルートの耐災害性を高める。

BCPの取り組み等を促進

- 企業等のBCP策定を促進するために、県内大学や経済団体等が開催しているセミナーの紹介や県企業BCP認定制度のメリットを周知する。
- 企業のBCP策定を支援し、「情報システム」、「通信手段」の多様化による情報共有、データ・重要文書の保全等を図る。

ライフライン事業者等との連携強化

- 「鳴門市防災会議」を開催することにより、さらにライフライン事業者との連携強化を進める。

- | | | | |
|-------------------------|--------|---|-------|
| ・ 鳴門市防災会議の開催（再掲） | 開催（R1） | → | 毎年度開催 |
| ・ ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施 | 実施（R1） | → | 毎年度実施 |

- 石油商業組合と情報交換等、連携を密にし、発災時の緊急通行車両等への燃料供給が円滑に行われるよう、体制を整備する。

各ライフライン事業者における対策

- 電力会社においては、発電及び送電設備等の耐震化や津波対策等を推進する。
- ガス事業者においては、ガス工作物や施設の耐震化を推進するとともに、ブロック化による供給停止エリアの極小化を推進する。

被災企業等に対する支援対策

- 被災企業に対する融資制度である「災害対策資金」について、周知を行い、発災時には被災企業が円滑に災害対策資金を利用できるよう周知を行う。

５－５）食料等の安定供給の停滞

５－６）農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

<要点>

農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力を強化する。また、農業協同組合など関係団体のＢＣＰの策定・見直しを促進する。

農林水産業生産基盤等の災害対応力強化

- 農林水産業に係る生産基盤等の災害対応力の強化に向けて、漁港施設や基幹的水利施設等の整備・耐震化など農山漁村における防災対策を推進する。



各種ＢＣＰの策定・見直しの促進

- 被災後の農地の速やかな復旧と営農再開に向け策定した農業版ＢＣＰの実効性の向上を図る。
- 大規模災害後も安定した食料等の供給を行うため、農業協同組合・漁業協同組合など関係団体が進めるＢＣＰの策定や必要に応じた見直しを促進する。

農業用水の耐震化等

- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

着手中（Ｒ１） → 整備・周知（Ｒ２）

- 大規模災害時においても利水施設としての機能が保持され、効用が発揮されるよう、予防的対策を推進する。

食料や水等の備蓄の推進

- 「南海トラフ巨大地震等に対応した備蓄方針」に基づき、また大雪等により自宅待機を余儀なくされる場合も考慮し、家庭や地域での備蓄を促進し、市はそれぞれの役割に応じた公的備蓄を推進する。

物資調達・供給体制の構築

- 民間物流施設の活用、協定の締結、ＢＣＰの策定等により、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高める。
- 生活必需品等の支援物資の供給に関し協定を締結した民間企業等との間で、平時からの連携体制の確保や訓練の実施により、発災時に迅速かつ的確な支援活動が実施できるよう体制を整備する。

救援物資等の受援体制の整備

- 相互応援協定締結に基づく救援物資等の備蓄・輸送体制等受援体制の整備を推進する。

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、発電所等が被害を受けて、電力供給が停止し、石油・LPガスのタンクも甚大な被害を受け、供給能力を喪失する。
- ・ 上水道管等が破断し、さらに、津波浸水被害により機能停止し、上水道等が長期に渡り供給停止する。
- ・ 下水道管等が被害を受け、旧吉野川流域下水道が長期の機能不全に陥る。
- ・ 四国に架かる橋や高速道路、空港施設、港湾施設が被害を受け、交通ネットワークが分断し、生活や経済活動に支障が出る。
- ・ 南海トラフ地震や集中豪雨に伴い発生した深層崩壊などにより、堤防や砂防ダムが決壊し甚大な被害が発生する。

- 6－１）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
- 6－２）上水道等の長期間にわたる機能停止
- 6－３）污水处理施設等の長期間にわたる機能停止

<要点>

自然エネルギーによる電力供給体制の整備など、自立・分散型の電力供給システムの導入促進、水道施設の耐震化や下水管渠の耐震化、污水处理場における津波対策の推進により、ライフラインの確保や早期復旧を図る。

電力等供給体制の整備

- 太陽光や風力といったエネルギー源が地域に存在し、枯渇することがない自然エネルギーの「災害に強い」という特性を活かして、自立・分散型の電力供給システムの導入を検討する。



- 温室効果ガス排出削減や分散型エネルギーによる災害対策、地域の活性化等を目的として、「自然エネルギー」の導入を検討する。

避難所等の電力確保

- フェーズフリーの観点から、次世代エコカー（EV、FCV、PHV等）の優れた蓄電・発電機能が災害時の非常用電源として有効活用できることについて、防災フェア等の中で使用することで、広く市民の理解を深め、普及拡大に繋げるため、積極的な取組みの推進を図る。

- ・ エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計）（再掲）2件（R1）→ 10件（R5）

- 災害時の非常用電源を確保するため、非常用自家発電設備の整備を促進する。

水道施設の耐震化等

- 水道施設の耐震化を推進するとともに、災害時の応急給水・復旧計画の充実を図る。
- 基幹的な農業水利施設について、耐震診断を実施した結果、耐震化改修が必要な施設の計画的な耐震化を推進する。

汚水処理施設の耐震化

- 下水管の破損等による衛生面の悪化を防止するため、下水管渠におけるストックマネジメント計画を策定するとともに下水道ＢＣＰの継続的な改善を行う。

（老朽化対策事業）

- ・下水道ストックマネジメント計画の策定（再掲）

計画策定中（Ｒ１） → 策定完了（Ｒ５）

- ・下水道ＢＣＰの継続的な改善と被害の最小化を図る取組みの実施（再掲）

推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）

- 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。また、浄化槽については、合併処理浄化槽の普及を促進する。また、浄化槽台帳データの更新を進め、設置・管理状況の把握を促進する。

被害想定をもとにした防災・減災対策の促進

- 「液状化」については、被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。
- 南海トラフ巨大地震の被害想定に加え、中央構造線・活断層地震の被害想定が平成２９年７月３１日に公表されたが、県ＨＰやパンフレット等による啓発に努める。

６－４）陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

６－５）防災インフラの長期間にわたる機能不全

<要点>

輸送ルートを実実に確保するため、土砂災害対策を推進するとともに、緊急輸送道路等の耐震化・無電柱化や高規格道路のミッシングリンクの早期解消、海岸・河川堤防等の整備、海上輸送拠点となる港湾施設の耐震化を推進し、関係機関が情報共有体制を構築することで、交通ネットワークの早期復旧を実現する。

重要物流道路等の整備

- 重要物流道路等の災害対応力を強化するため、各施設の整備・耐震化を推進する。

(道路橋梁長寿命化事業)

・道路橋梁(主要10橋)保全整備率(再掲) 50%(R1) → 100%(R5)

(道路橋梁耐震化事業)

・道路橋梁の耐震診断率(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

(道路舗装修繕事業)

・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

・主要市道の舗装修繕率(再掲) 0%(R1) → 30%(R5)

(生命線道路整備事業)

・生命線道路斜面(法面)調査計画策定(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

(道路附属物健全化事業)

・道路照明LED化(再掲) 完了(R1)

・主要道路標識等の調査計画策定(再掲) 0%(R1) → 50%(R5)

○ 緊急輸送道路を補完するため、農林道の整備を推進する。

輸送ルートを確保する土砂災害対策

○ 輸送ルートを確実に確保するため、土砂災害対策を推進する。

(生命線道路整備事業)

・生命線道路斜面(法面)調査計画策定(再掲) 0%(R1) → 100%(R5)

公共交通機関等の状況把握、復旧体制の整備

○ 発災後、速やかに公共交通機関等の状況把握及びその復旧を行うため、各種団体との支援協定の締結を推進し、情報収集・共有体制を整えるなど連携体制を整備する。

早期復旧に向けた取組の推進

○ 発災時の迅速な救助・救出やライフラインの早期復旧に向けて、通行可能ルートを把握することのできる「災害時情報共有システム」により関係機関における情報共有を円滑に進める。

○ 発災後、迅速な道路啓開に向けて、緊急通行車両事前届出制度等の的確な運用を行う。

○ 「液状化」については、被害想定をもとに、地域の実情にあった効果的な防災・減災対策をさらに加速させる。

○ 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図等の作成や周知、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進(再掲)

検討(R2) → 推進(R4)

効果的な広域連携体制の構築

○ 主な公共交通機関等との支援協定を締結している徳島県と連携をし、また状況に応じて各種団体との支援協定の締結を推進し、連携体制を確保する。

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震により、市街地の各所で火災が発生し、また、津波により漁船等から漏れた燃料に引火し、火や漂流物が町を襲い、大規模な火災が発生する
- ・ 沿線や沿道の建物等が倒壊し、避難路が塞がれ、避難の支障となり、道路に車が放置され、交通麻痺が発生する
- ・ ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調整機能が低下、また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、その後の豪雨等により決壊し、土石流等による被害が広範囲に拡大する。さらに、ため池に関し、豪雨等による堤体破壊、また直下型地震などによる決壊が生じることにより、下流に多くの被害が発生する。
- ・ 工場や事業場の有害物質が津波により流出し、健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生する。
- ・ 山間部の農地や山林が大規模崩壊等により荒廃、その後の降雨等により表土が流出し、新たな山腹崩壊を引き起こし、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生する。

- 7－１）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
- 7－２）海上・臨海部の広域複合災害の発生
- 7－３）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
- 7－４）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
- 7－５）有害物質の大規模拡散・流出

<要点>

1－１）、1－２）による火災対策や建築物等の倒壊対策、1－３）、1－４）、1－５）による水害、土砂災害対策に加え、有害物質の拡散防止対策、漂流物防止対策等を実施するとともに、関係防災機関が連携して防災訓練に取り組む。

土砂災害対策の推進

- 深層崩壊をはじめとする大規模土砂災害により生じる、天然ダム等の損壊に備えた防災対策を国、徳島県と連携し着実に推進する。

- ・ 土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全 推進（Ｒ１）→ 推進（Ｒ４）

防火・消火体制の整備

- 震災による火災の発生、延焼を防止するため、住宅用火災警報器、消火器、感震ブレーカー等の設置を促進するとともに、常備消防の体制強化、消防団員の確保対策を促進する。
- 災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化、整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取り組みを進める。また、消防団や自主防災組織の充実強

化による初動対応力の向上を図る。

警察・消防等の充実強化と連携した訓練の実施等

- 自衛隊、警察、消防等防災関係機関と連携し、応急対処能力の向上等を図るため、地震等の災害に即した総合防災訓練等を実施する。

・総合防災訓練の実施（再掲） 開催（Ｒ１） → 毎年度実施

有害物質等の拡散防止対策

- 化学物質や毒物・劇物を保有する企業は、その大規模拡散や流出を防止するため、必要な資機材の整備、訓練等を実施する。
- 高圧ガス事業者は、高圧ガス設備の耐震性向上を図るため、既存高圧ガス設備の点検を行うとともに、必要な耐震補強に努める。

津波火災対策の検討

- 東日本大震災では、津波火災が多数の箇所が発生しており、南海トラフ地震に伴う津波による津波火災についても、被害を軽減するための方策を検討する。

漂流物防止対策等の推進

- 大規模津波によりコンテナ、自動車、船舶等が流出し二次災害が発生する恐れがあるため、漂流物防止対策を推進する。
- 港湾・河川・漁港それぞれの水域管理者と船舶取締機関等が連携し、放置艇対策を推進する。また、沈船の撤去を推進する。

・「放置艇」の解消に向けた取組みの推進 推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ４）

ため池対策の推進

- 防災重点ため池について、下流への影響度の高いため池を優先した耐震・豪雨対策を計画的かつ着実に進める。また、現在の水利用の実情に合わせて、ため池の統廃合等を順次進める。さらに、全ての農業用ため池について、データベースを整備し公表するほか、防災重点ため池において、ハザードマップまたは浸水想定区域図の作成・公表、緊急連絡体制の整備を行い、緊急時の迅速な避難行動につなげるとともに、関係機関が連携した訓練を実施するなど、災害対応力の向上を図る。

・農業用ため池に関するデータベース整備・周知（再掲）

着手中（Ｒ１） → 整備・周知（Ｒ２）

住宅・建築物等の耐震化や老朽化対策、防災用設備の整備

- 住宅・建築物等の耐震化は、目標の達成に向けて、啓発活動や人材育成に努めるとともに、徳島県及び市で実施している支援の充実を図る。また、耐震シェルターの設置見学など、事例紹介を活用し、耐震化の更なる促進を図る。

- ・木造住宅等の耐震化率（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）
耐震化支援策実施（Ｒ１） → １００％（Ｒ２）
- ・各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数（再掲）
３回（Ｒ１） → ２回／年以上（Ｒ５）

○ 安全で快適な住環境を確保するため、公営住宅等長寿命化計画に基づき、「公営住宅等ストック総合改善事業」など、老朽化対策等を実施することにより、住環境の改善を図る。

○ 地震発生時の家具等の転倒による直接死や避難の遅れ等による被災を軽減するため、高齢者等の住宅の家具等を固定する転倒防止器具設置を支援するとともに、転倒防止に関する啓発を行う。

- ・家具転倒防止器具設置支援数（累計）（再掲） ５２７件（Ｒ１） → ７２７件（Ｒ５）

○ 各種災害時に市民等に対して迅速な避難誘導を行い、平時においても避難への認識を高めるため、指定緊急避難場所等に災害種別表示をした、標準化されたピクトグラム標識版の設置を推進する。

- ・防災関連標識版の整備等（再掲） 推進（Ｒ１） → 推進（Ｒ５）

建築物等の倒壊等防止対策

○ 地域の防災力の向上を図るため、老朽化して危険な空き家・空き建築物の除却や、ブロック塀等の安全対策を支援する。

- ・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（空き家対策総合支援事業）（再掲）
８８戸（累計）（Ｒ１） → １８８戸（累計）（Ｒ５）
- ・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（住宅・建築物安全ストック形成事業）（再掲）
３４件（累計）（Ｒ１） → ９４件（累計）（Ｒ５）

７－６）農地・森林等の荒廃による被害の拡大

<要点>

森林の間伐等による計画的な森林整備の促進や森林の公的管理を推進するとともに、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動推進などにより、農地・森林等の荒廃による被害の拡大を防ぐ。

森林の適正管理と保全の推進

○ 森林の荒廃を防止するとともに、国土保全機能の高度発揮を促すため、整備が必要な森林について間伐等の森林整備、治山・地すべり防止事業を徳島県とともに推進する。

また、適正な林業活動により持続的に管理すべき森林については、森林経営計画を策定し計画的な森林の整備を促進する。



- 森林を適正に管理・保全するため、徳島県をはじめとした公的機関による「保安林」の指定等による森林の「公的管理」を推進する。

・ 保安林指定面積（民有林）（累計） 1, 3 9 6 h a （ R 1 ） → 1, 3 9 6 h a （ R 5 ）

農地・農業水利施設等の保全

- 農業の有する多面的機能の発揮を促進させるため、地域コミュニティによる、農地・農業水利施設等の地域資源の保全活動の取り組みを推進する。

・ 多面的機能支払交付金により保全管理された農用地面積

8 3 6 . 0 1 h a （ R 1 ） → 8 3 6 . 0 1 h a （ R 5 ）

- 農林水産業に係る生産基盤等については、災害対応力強化に向けたハード・ソフト対策の適切な推進を図る。

- 森林の整備にあたっては、鳥獣害対策を適切に実施した上で、地域に根ざした植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する。

8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

起きてはならない最悪の事態

- ・ 南海トラフ地震が発生し、家屋倒壊や津波による災害廃棄物(津波堆積物)が大量に発生し、広域処理の調整ができず、廃棄物処理が長期化し、復旧・復興が遅れる。
- ・ 治安の悪化や長期の避難生活により、地域コミュニティが崩壊し、復興まちづくりなどの復興作業が大幅に遅れる。
- ・ 沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受け、被害が超広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 広域地盤沈下や地震による液状化により地盤が低下したところへ津波が襲来することで広域が水没し、海拔0mとなった地域は長期にわたり水没する。
- ・ 地域社会の結びつきを維持し、また、地域の歴史と伝統を伝えてきた有形・無形の貴重な文化財が、南海トラフ地震・津波により沿岸域を中心に失われることにより、祭り行事等の停止などから、地域コミュニティの復興に支障が生じる。
- ・ 基幹インフラが損壊するが、被災範囲が広大なことから、復旧資材・重機・技術者が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、物流等が滞り、復旧・復興が大幅に遅れる。
- ・ 応急仮設住宅等の建設候補地が公有地だけでは不足する等の原因で建設が遅れ、復興まちづくりが大幅に遅れる。
- ・ 企業においてBCPの策定などによる事前の備えを怠っていたため、事業の停滞期間が長引き、地域経済の復興が大幅に遅れる。

8－1) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

8－3) 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態

8－4) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失

8－5) 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

<要点>

ミッシングリンクの早期解消を促進するとともに、公共土木施設等の長寿命化対策等を推進し、基幹インフラの損壊等の防止を図る。また、地籍調査を促進する。さらに、長期浸水に備え、海岸堤防等の耐震化を推進する。

災害廃棄物等の処理

- 既存の処理施設(焼却施設、破碎機等)だけでは、災害廃棄物等の処理に長時間を要することから、仮設焼却炉の設置等を検討する。
- 徳島県が平成25年に公表した南海トラフ巨大地震被害想定に基づき推計した災害廃棄物等の発生量にあわせ、仮置場の候補地の選定を促進する。



- 徳島県及び市の災害廃棄物処理計画の実効性の向上に向けた教育・訓練による人材育成を図る。

浸水対策の推進

- 高潮による被害の軽減を図るため、住民の円滑かつ迅速な避難に資する高潮浸水想定区域図等の作成や周知、破堤防止のための堤防補強など、ソフト・ハードの両面から高潮対策を推進する。

- ・ 海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進（再掲）

検討（Ｒ２） → 推進（Ｒ４）

- 地震・津波等による浸水への対策を着実に推進するため、排水機場等の耐震化を推進する。

（地震対策事業）

- ・ 撫養排水機場の耐震・耐津波対策の促進（再掲） 工事施工中（Ｒ１） → 工事促進（Ｒ５）

公共土木施設等の老朽化対策の促進

- 道路、河川、港湾、砂防など社会資本の多くは、高度経済成長期に整備され、多くの施設が急激に高齢期を迎えることから、ライフサイクルコストの最小化や予算の平準化を図るための、公共土木施設等の長寿命化対策を推進するとともに、重要物流道路等の災害対応力を強化するため、道路橋梁の長寿命化及び耐震化並びに道路舗装修繕及び附属物の健全化を推進する。

（道路橋梁長寿命化事業）

- ・ 道路橋梁（主要１０橋）保全整備率（再掲） ５０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路橋梁耐震化事業）

- ・ 道路橋梁の耐震診断率（再掲） ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路舗装修繕事業）

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） ０％（Ｒ１） → ３０％（Ｒ５）

（生命線道路整備事業）

- ・ 生命線道路斜面（法面）調査計画策定（再掲） ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路附属物健全化事業）

- ・ 道路照明ＬＥＤ化（再掲） 完了（Ｒ１）

- ・ 主要道路標識等の調査計画策定（再掲） ０％（Ｒ１） → ５０％（Ｒ５）

訓練の実施等による実効性の向上

- 排水ポンプ車を保有している国土交通省と、徳島県とともに連携し、情報伝達訓練等を行い、実効性の向上を図る。

貴重な文化財の保護

- 「文化財災害対応マニュアル」により、所有者等に文化財の耐震化についての意識向上を図る。

- 文化財の喪失を防ぐため、平時から市民の文化財保護意識を醸成する。

- 文化財の収蔵方法等を点検・改善し、収蔵資料の被害を最小限にとどめる。また、関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができるよう態勢を整えけるとともに、収蔵資料のほか、各地の有形無形の文化財等を映像等に記録し、有形文化財の修繕や無形文化財の継承・復興に役立てる。
- 関係機関・団体との連携を深め、災害発生時にスムーズな文化財レスキュー活動ができる体制を整える。
- 地域の活力が低下し、定住人口が少なくなりすぎて、万一の際、復興できなくなることが、生活文化・民俗文化の喪失につながることを回避するため、地方創生の取り組み等、地域経済に活力を与え、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策に取り組む。

８－２）地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

８－７）速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な影響

<要点>

建設業ＢＣＰの策定・見直しを促進するとともに、建設業界団体と行政が連携して、建設産業の担い手確保・育成に取り組む。また、自主防災組織の活性化や地域防災リーダーの育成により地域防災力の強化を図る。加えて、消防等の体制・資機材等の充実強化を図る。

大規模災害からの被害軽減・早期復旧を図るため、ＢＣＰの策定を推進するとともに、策定されたＢＣＰの実効性向上を図る。

地場産業を構成する事業者等のＢＣＰ策定の促進

- 農林水産業も含めた地場産業を構成する事業者等のＢＣＰの策定や将来の担い手育成、地域のコミュニティ力を高める取り組みを進めるとともに、万一の際、現在よりも良い形で復興させていくことができるよう、地域の災害リスクや産業構造の将来像等を踏まえた復興ビジョンを平時から検討しておくことにより、被災が直ちに他地域への移住へとつながらないようにしていく。また、復興ビジョンに基づき、復興まちづくり計画をあらかじめ策定し、復興ビジョンに定めた強靱な地域像に向け、平時から戦略的に整備を進める。

建設産業の担い手確保・育成

- 建設業のＢＣＰ策定を促進し、事業継続力及び地域の防災力の向上を図るとともに復興の基盤整備を担う建設業の担い手の確保の機会を設け、万一の際、復興事業を円滑に実行できる環境を整える。

大規模災害発生時における支援協定の締結団体との連携強化

- 「災害時等における協力に関する協定書」の締結団体と連携し、情報伝達訓練や応急対策連携訓練を実施し、道路啓開等の能力向上や支援体制の強化を図る。

道路啓開等の効率化

- 道路啓開等にあたっては、国等との情報共有を図り、道路啓開計画の実効性向上に向け、訓練等を積み重ねる。

自主防災組織等の充実強化

- 自主防災組織についての、活動の活性化について支援を行う。また、消防団の強化や各地域における防災リーダーの育成を図る。さらに訓練を通じて災害に強い地域コミュニティの構築を図る。



消防関係施設等の機能強化

- 消防機能の大幅な低下を回避するため、施設等の整備を進めるとともに、消防の緊急車両が被災後に使用できない事態を招かないよう対策を検討する。

消防等の体制・資機材等の充実強化

- 大規模地震災害など過酷な災害現場での救助活動能力を高めるため、消防等の体制・装備資機材や訓練環境等の更なる充実強化・整備を図るとともに、関係機関との連携が十分機能するよう、通信基盤を含む行政、消防機能の低下を回避する取り組みを進める。



被災者生活再建支援制度の充実

- 被災者生活再建支援制度については、支給対象の拡大や被害認定方法の簡素化など制度の充実について国に要望するとともに、被災者が早期に生活再建できるよう「住家の被害認定」や「被災者生活再建支援制度」の研修に参加し、市職員の能力の向上を図る。

各BCPの策定等と体制の向上

- 市BCPの実効性の検証・改善を行い防災体制の向上を図る。

- ・ 鳴門市業務継続計画の改定（再掲） 推進（R1） → 改定（R3）
- ・ 下水道BCPの継続的な改善と被害の最小化を図る取り組みの実施（継続）（再掲）
推進（R1） → 推進（R4）

事前復興計画の策定促進

- 震災からの復旧及び復興を迅速かつ円滑に推進するため、事前復興の取組みを推進する。
- 南海トラフ地震をはじめとする大規模災害に見舞われたとしても、速やかな復興が図られるよう、高台移転・集団移転の事前計画策定、災害廃棄物仮置場や仮設住宅用地の確保、復興計画策定に必要な基本的データの整備などハード・ソフト面における事前復興（事前準備）を促進する。

復興を支える人材の育成

- 被災地からの人口流出を防ぐための速やかな復興には、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する復興まちづくりトレーニングの実施などによる意識の醸成など、平時から復興を見据えた検討や復興への考え方を浸透させる。

８－６）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

<要点>

被災後に早期かつ的確に復興が行われるよう、復興に関する体制や手順の検討を実施する。また、発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

被災した宅地・建物の調査を行える人材の確保

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、市職員に対し実践的な研修を実施し、専門人材を養成する。

・住家被害認定調査職員登録者数（累計）	１９人（Ｒ１）→	２７人（Ｒ５）
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（累計）	１０人（Ｒ１）→	１４人（Ｒ５）
・被災宅地危険度判定士の確保人数（累計）	１０人（Ｒ１）→	１４人（Ｒ５）

応急仮設住宅用地の確保

○ 発災後に速やかに応急仮設住宅を建設できるよう、事前の用地確保を推進する。

○ 大規模災害時には、様々な災害対応業務において用地の確保が必要となることから、平常時から応急段階から復旧復興段階までの各業務における用地の活用見込みを集約し、調整を行う。

・ 応急仮設住宅供給のための用地確保 推進（Ｒ１）→ 推進（Ｒ５）

○ 防災関係機関が被災状況等を同一のＧＩＳ上で情報共有できる災害時情報共有システムを活用し、大規模災害発生時における空地の利用について平時から情報共有を図る。

●横断的分野の推進方針

リスクコミュニケーション分野

- 市民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び要配慮者をはじめとするあらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。
- リスクコミュニケーションが成立する前提となる関係者間の信頼関係は、対話を重ねることで、構築されていくものであることから、リスクコミュニケーションの実践を企画・運営する、又は場の進行やまとめを行う機能を担う人材（媒介機能を担う人材）を育成する。
- 発達段階に応じた防災教育をはじめ、誰もがいつでも防災について学ぶことができる機会を提供するなど、地域の「防災リーダー」となる防災を担う人材を育成する。
- 児童生徒の災害に適切に対応する能力、主体的に判断し、行動する能力を高めるため、各学校が家庭・地域・関係機関と連携した防災訓練や防災教育等を推進する。



また、教職員を対象としたフェーズフリー研修を行い、フェーズフリーの学校教育への浸透を図る。

- | | | | |
|----------------------------|----------|---|------------|
| ・ 出前講座の実施（延べ）（累計） | 616人（R1） | → | 2,500人（R5） |
| ・ 鳴門市防災会議の開催（再掲） | 開催（R1） | → | 毎年度開催 |
| ・ 鳴門市自主防災会連絡協議会の開催 | 開催（R1） | → | 毎年度開催 |
| ・ 学校防災推進会議の開催 | 開催（R1） | → | 毎年度開催 |
| ・ 防災教育の充実とフェーズフリーの学校教育への導入 | 検討（R1） | → | 推進（R5） |

人材育成分野

- 災害による死者ゼロを目指し、地域の防災リーダーとなる防災士の養成や自主防災組織の組織率維持、住民参加による避難訓練の実施等により、防災意識・知識等の向上が図られているところであるが、地域防災力を支える人材を確保するため、若年層の防災活動への参加促進や児童生徒への防災教育を推進するとともに、地域防災に関わる様々な主体が相互の役割を補完した協力関係を構築するなど、地域が抱える課題を克服していく体制づくりを推進する。

- | | | | |
|------------------------------------|---------|---|---------|
| ・ 地域防災推進員講座受講者（累計）（再掲） | 68人（R1） | → | 88人（R5） |
| ・ 市内中学高校生の防災士登録者支援数（累計）（再掲） | 3人（R1） | → | 33人（R5） |
| ・ 若年層等への防災啓発としての防災フェア等の開催数（累計）（再掲） | 2回（R1） | → | 10回（R5） |
| ・ 防災教育の充実とフェーズフリーの学校教育への導入（再掲） | 検討（R1） | → | 推進（R5） |

○ 多様な人材の確保による消防団活動の裾野を広げるため、学生及び女性の消防団の加入を促進する。

・「機能別団員制度」の導入（再掲） 検討（Ｒ１）→ 推進（Ｒ５）

・消防現場における女性の活躍を推進（再掲） 推進（Ｒ１）→ 推進（Ｒ５）

○ 地域防災を担う人材を育成するため、市内小中学校において、防災クラブの活動を推進するとともに、中高校生等の防災士の資格取得を支援する。

○ 災害発生時の公助による人命救助等の対応能力の向上を図るため、総合防災訓練等の各種の実践的な訓練等を通じて、防災機関における人材の育成を推進する。特に、災害現場での応急対応については、広域支援や夜間対応などの様々な事態も想定した体制整備・人材の育成を図ることに加えて、消防団等の充実強化を推進する。また、災害医療に携わる人材養成及び体制整備に取り組む。

○ 大規模災害が発生しても、外部からの支援者を受け入れながら生活の質に配慮した避難所運営を実施するため、国際的な統一基準である「スフィアスタンダード」の理念を避難所運営従事者に浸透させる。

・スフィア・プロジェクト研修等の参加者数（累計）（再掲） １９人（Ｒ１）→ ２７人（Ｒ５）

・防災フェア等を通じたスフィア・プロジェクト啓発回数（累計）（再掲）
２回（Ｒ１）→ １４回（Ｒ５）

○ 災害発生時の被災自治体においては、災害のフェーズに応じた災害対応、そのための推進体制の整備や進捗把握などの管理、応援職員の緊急確保などの「災害マネジメント」が求められる。このため、市職員に対する実践的な研修等を通じて、マネジメント人材の育成を行う。

・徳島県災害マネジメント総括支援員の市登録者数（再掲）
１人（Ｒ１）→ ５人（Ｒ５）

・徳島県災害マネジメント支援員の登録者数（再掲） ー（Ｒ１）→ ４人（Ｒ５）

○ 大規模災害発生時においても罹災証明発行の前提となる、住家被害認定調査を円滑に実施するため、市職員に対し実践的な研修を実施等し、専門人材を養成する。

・住家被害認定調査職員登録者数（累計）（再掲） １９人（Ｒ１）→ ２７人（Ｒ５）

・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（累計）（再掲） １０人（Ｒ１）→ １４人（Ｒ５）

・被災宅地危険度判定士の確保人数（累計）（再掲） １０人（Ｒ１）→ １４人（Ｒ５）

官民連携分野

- 市民、自主防災組織、学校等、事業者、ボランティア、県、市町村その他の関係者が、震災や大規模災害における男女共同参画等の様々な視点及び災害時要援護者をはじめとする、あらゆる者の人権に配慮しながら、それぞれの役割を果たすとともに、防災訓練を実施する等相互に緊密に連携し、協働することにより、大規模災害対策を着実に実施する。

- ・ ライフライン事業者参加の総合防災訓練等の実施（再掲） 実施（Ｒ１） → 毎年度実施
- ・ 鳴門市防災会議の開催（再掲） 開催（Ｒ１） → 毎年度開催

- 災害時の被災地支援活動が効果的に行われるよう、地方公共団体、ボランティア、ＮＰＯ、これらの活動をコーディネートする中間支援組織など様々な主体の「連携・協働」が必要となる。同時に、被災地の地域特性に応じた支援とするには、市と社会福祉協議会、自治会・町内会等の地域内組織、地域ＮＰＯ が連携した受入体制の整備をする必要がある。更に、市災害対策本部において、官民連携を確実なものとする体制の構築を検討する。

長寿命化対策分野

- 「既存ストックの積極的な有効活用」を通じて、「予防保全型」の「継ぎ目ないメンテナンスサイクル」を基礎とする「老朽施設の戦略的な長寿命化」を実行し、「国土強靱化」に資するとともに「市民の安全安心の確保」を図る。



（道路橋梁長寿命化事業）

- ・ 道路橋梁（主要１０橋）保全整備率（再掲） ５０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）

（道路舗装修繕事業）

- ・ 主要市道の舗装修繕計画策定率（再掲） ０％（Ｒ１） → １００％（Ｒ５）
- ・ 主要市道の舗装修繕率（再掲） ０％（Ｒ１） → ３０％（Ｒ５）

（排水機場樋門更新・改良工事（道路冠水対策事業））

- ・ 排水機場の老朽化対策着手率 ５０％（Ｒ１） → ７５％（Ｒ４）

（老朽化対策事業）

- ・ 公共下水道（雨水）管渠の長寿命化対策の促進（再掲）
工事施工中（Ｒ１） → 工事促進（Ｒ５）
- ・ 下水道ストックマネジメント計画の策定（再掲）
計画策定中（Ｒ１） → 策定完了（Ｒ５）

- 計画を戦略的に実行していくため、情報の管理・共有をはじめ、全庁を挙げた推進体制を構築する。

過疎対策分野

- 過疎地域には、大規模災害発生時には、孤立する可能性のある集落が存在していることから、災害に強い通信手段を確保するために、衛星携帯電話等の地域の状況に応じた通信網の整備を検討する。

・孤立可能性集落カルテの作成（再掲） 着手（Ｒ１） → 連携体制構築（Ｒ４）

V 施策の重点化

41のプログラムについては、本市が直面するリスクを踏まえて、「人命の保護」を最優先として、4つの基本目標に対する効果や効率性、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度、また国の基本計画や県の地域計画との一体性等を考慮し、15の重点化すべきプログラムを選定した。重点化すべきプログラムにより回避すべき「起きてはならない最悪の事態」は次表のとおりとする。

重点化すべきプログラムに係る起きてはならない最悪の事態

基本目標	事前に備えるべき目標	重点化すべきプログラムに係る 起きてはならない最悪の事態
① 人命の保護が最大限図られる	① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る	1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-3 広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5 大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生
	② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-5 医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
		2-7 劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生
	③ 必要不可欠な行政機能は確保する	3-2 行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ
	④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない	5-5 食料等の安定供給の停滞
② 鳴門市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LPガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止
		6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止
	⑦ 制御不能な複合災害、二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-6 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化が図られる	⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-5 基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
④ 迅速な復旧・復興を可能にする		

VI 計画の推進と進捗管理

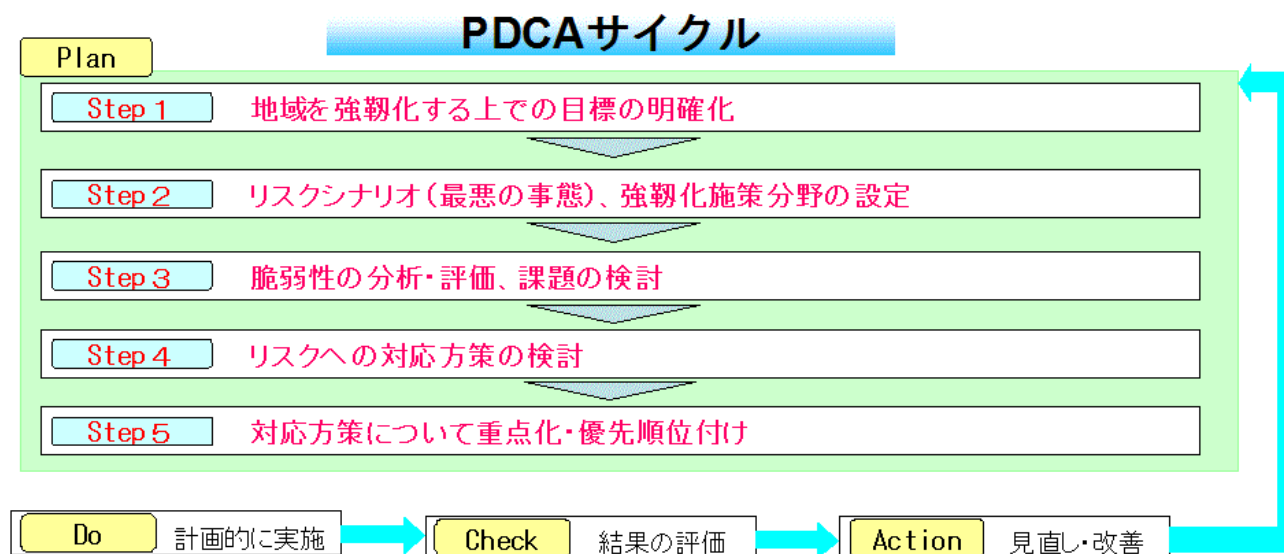
1 推進体制

計画の推進については、国、徳島県、市、民間事業者、NPO団体、市民等の叡智を結集し、総力を挙げた体制で、各々が単独または連携して取り組むものとする。

また、南海トラフ巨大地震による災害は、超広域災害となる可能性が高いことから、官民を挙げて広域連携を構築するものとする。

2 計画の進捗管理と見直し

地域計画による県土の強靱化を着実に推進するため、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を整備し、プログラムごとに設定した重要業績指標の目標値を用いて進捗管理を行うとともに、プログラムの見直しを、PDCAサイクルを繰り返して適切に行うものとする。なお、重要業績指標については、プログラムの達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直すものとする。



別紙 1 重要業績指標一覧

1－1）住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生			
1－2）密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・木造住宅等の耐震化率	耐震化支援策実施（R 1）	1 0 0 %（R 2）	17
・各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数	3 回（R 1）	2 回／年以上（R 5）	17
・学校施設の耐震化率	1 0 0 %（R 1）	－	17
・家具転倒防止器具設置支援数（累計）	5 2 7 件（R 1）	7 2 7 件（R 5）	18
・防災関連標識版の整備等	推進（R 1）	推進（R 5）	18
・地域防災推進員講座受講者（累計）	6 8 人（R 1）	8 8 人（R 5）	18
・市内中学高校生の防災士登録者支援数（累計）	3 人（R 1）	3 3 人（R 5）	18
・若年層等への防災啓発としての防災フェア等の開催数（累計）	2 回（R 1）	1 0 回（R 5）	18
・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）	8 8 戸（R 1）	1 8 8 戸（R 5）	18
・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）	3 4 件（R 1）	9 4 件（R 5）	18
・道路橋梁（主要 1 0 橋）保全整備率	5 0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	19
・道路橋梁の耐震診断率	0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	19
・主要市道の舗装修繕計画策定率	0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	19
・主要市道の舗装修繕率	0 %（R 1）	3 0 %（R 5）	19
・生命線道路斜面（法面）調査計画策定	0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	19
・道路照明 L E D 化	完了（R 1）	－	19
・主要道路標識等の調査計画策定	0 %（R 1）	5 0 %（R 5）	19
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定	着手（R 1）	策定・運用（R 2）	19
・『「南海トラフ地震臨時情報」発表時の学校・幼稚園における対応方針』の策定	完了（R 1）	－	19

1－3）広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進	促進（R 1）	促進（R 5）	20
・高規格幹線道路等を活用した避難路や避難場所の整備促進・機能充実	促進（R 1）	促進（R 5）	20
・防災関連標識版の整備等(再掲)	推進（R 1）	推進（R 5）	20
・掘養排水機場の耐震・耐津波対策の促進	工事施工中（R 1）	工事促進（R 5）	20
・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）(再掲)	8 8 戸（R 1）	1 8 8 戸（R 5）	21
・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）(再掲)	3 4 件（R 1）	9 4 件（R 5）	21
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定(再掲)	着手（R 1）	策定・運用（R 2）	21

1－4）突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・公共下水道（雨水）管渠の長寿命化対策の促進	工事施工中（R 1）	工事促進（R 5）	22
・下水道ストックマネジメント計画の策定	計画策定中（R 1）	策定完了（R 5）	22
・洪水浸水想定区域図の見直し	3 河川完了（R 1）	－	22
・洪水タイムラインの作成	3 河川完了（R 1）	－	22
・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進	検討（R 1）	推進（R 5）	22

1－5）大規模な土砂災害（深層崩壊）や大雪等による多数の死傷者の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全	推進（R 1）	推進（R 4）	22
・土砂災害警戒区域の指定	完了（R 1）	－	23
・土砂災害防止法に基づくハザードマップの作成	完了（R 1）	－	23
・農業用ため池に関するデータベース整備・周知	着手中（R 1）	整備・周知（R 2）	23
・防災重点ため池の浸水想定区域図作成	2 1 池（R 1）	8 1 池（R 2）	23

2－1）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止			
2－2）多数かつ長期にわたる孤立地域の同時発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・非常用食料、水の市備蓄	完了（R 1）	備蓄維持（R 5）	24
・総合防災訓練等の実施	開催（R 1）	毎年度開催	25
・「災害時等における協力に関する協定書」の締結	推進（R 1）	推進（R 5）	25
・鳴門市・北島町共同浄水場の整備	基本計画策定（R 1）	工事着手（R 4）	25
・基幹管路の耐震化率	2 5 %（R 1）	2 9 %（R 4）	25
・孤立可能性集落カルテの作成	着手（R 1）	連携体制構築（R 4）	25
・道路橋梁（主要 1 0 橋）保全整備率(再掲)	5 0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	25
・道路橋梁の耐震診断率(再掲)	0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	25
・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲)	0 %（R 1）	1 0 0 %（R 5）	25

・主要市道の舗装修繕率(再掲)	0 % (Ｒ１)	3 0 % (Ｒ５)	25
・生命線道路斜面(法面)調査計画策定(再掲)	0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	25
・道路照明ＬＥＤ化(再掲)	完了 (Ｒ１)	－	25
・主要道路標識等の調査計画策定(再掲)	0 % (Ｒ１)	5 0 % (Ｒ５)	25

2－３）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足			
重要業績指標	現況	目標	P
・自主防災組織に対する活動助成	推進 (Ｒ１)	推進 (Ｒ５)	26
・「機能別団員制度」の導入	検討 (Ｒ１)	推進 (Ｒ５)	26
・消防団員数	9 4 6 名 (Ｒ１)	1, 0 0 0 名 (Ｒ５)	26
・消防現場における女性の活躍を推進	推進 (Ｒ１)	推進 (Ｒ５)	26
・総合防災訓練等の実施(再掲)	開催 (Ｒ１)	毎年度開催	26

2－４）想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱			
重要業績指標	現況	目標	P
・道路橋梁(主要10橋)保全整備率(再掲)	5 0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	27
・道路橋梁の耐震診断率(再掲)	0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	27
・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲)	0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	27
・主要市道の舗装修繕率(再掲)	0 % (Ｒ１)	3 0 % (Ｒ５)	27
・生命線道路斜面(法面)調査計画策定(再掲)	0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	27
・道路照明ＬＥＤ化(再掲)	完了 (Ｒ１)	－	27
・主要道路標識等の調査計画策定(再掲)	0 % (Ｒ１)	5 0 % (Ｒ５)	27

2－５）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺			
2－６）被災地における感染症等の大規模発生			
2－７）劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生			
重要業績指標	現況	目標	P
・企業との協定による医薬品の供給	促進 (Ｒ１)	促進 (Ｒ５)	28
・エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数(累計)	2 件 (Ｒ１)	1 0 件 (Ｒ５)	29
・石油商業組合鳴門支部との協定等	完了 (Ｒ１)	－	29
・下水道ストックマネジメント計画の策定(再掲)	計画策定中 (Ｒ１)	策定完了 (Ｒ５)	29
・下水道ＢＣＰの継続的な改善と被害の最小化を図る取組みの実施	推進 (Ｒ１)	推進 (Ｒ５)	29
・快適トイレ導入基数(累計)	1 4 0 基 (Ｒ１)	2 6 0 基 (Ｒ５)	30
・災害用携帯トイレの市備蓄率	5 0 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ４)	30
・スフィア・プロジェクト研修等の参加者数(累計)	1 9 人 (Ｒ１)	2 7 人 (Ｒ５)	30
・防災フェア等を通じたスフィア・プロジェクト啓発回数(累計)	2 回 (Ｒ１)	1 4 回 (Ｒ５)	30
・「快適避難所運営リーダーカード」交付者数(累計)	2 7 人 (Ｒ１)	3 5 人 (Ｒ５)	30

3－１）警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱			
3－２）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ			
重要業績指標	現況	目標	P
・防災拠点等となる市有施設の耐震化率	7 7. 6 % (Ｒ１)	1 0 0 % (Ｒ５)	31
・鳴門市業務継続計画の改定	推進 (Ｒ１)	改定 (Ｒ３)	31
・安否情報等訓練の実施	実施 (Ｒ１)	毎年度実施	31
・徳島県災害マネジメント総括支援員の市登録者数	1 人 (Ｒ１)	5 人 (Ｒ５)	32
・徳島県災害マネジメント支援員の登録者数	－ (Ｒ１)	4 人 (Ｒ５)	32
・耐震性を備えた庁舎建物内における対策の実施 (ダウンリカバリーサーバ構築・各種住民データセーフ金庫保管)	完了 (Ｒ１)	－	32
・基幹業務システムのクラウド化	完了 (Ｒ１)	－	32
・被災者生活支援再建システムの更新	着手・完了 (Ｒ１)	－	32
・エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数(累計)(再掲)	2 件 (Ｒ１)	1 0 件 (Ｒ５)	32

4－１）防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止			
4－２）テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態			
4－３）災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・鳴門市防災会議の開催	開催 (Ｒ１)	毎年度開催	33
・総合防災訓練の実施(再掲)	実施 (Ｒ１)	毎年度実施	33
・避難行動要支援者に対する個別計画の作成促進(再掲)	促進 (Ｒ１)	促進 (Ｒ５)	34
・「臨時情報」を活用した「防災対応」の計画策定(再掲)	着手 (Ｒ１)	策定・運用 (Ｒ２)	34

５－１）サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下			
５－２）エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響			
５－３）コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等			
５－４）金融サービス・郵便等の機能停止により住民生活や商取引等への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
・鳴門市防災会議の開催(再掲)	開催（Ｒ１）	毎年度開催	35
・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施	実施（Ｒ１）	毎年度実施	35

５－５）食料等の安定供給の停滞			
５－６）農・工業用水の供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響			
重要業績指標	現況	目標	P
・農業用ため池に関するデータベース整備・周知(再掲)	着手中（Ｒ１）	整備・周知（Ｒ２）	36

６－１）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・ＬＰガスサプライチェーン等の長期にわたる機能の停止			
６－２）上水道等の長期間にわたる機能停止			
６－３）污水处理施設等の長期間にわたる機能停止			
重要業績指標	現況	目標	P
・エコカーを活用した給電に関する啓発活動の実施数（累計）(再掲)	２件（Ｒ１）	１０件（Ｒ５）	38
・下水道ストックマネジメント計画の策定(再掲)	計画策定中（Ｒ１）	策定完了（Ｒ５）	39
・下水道ＢＣＰの継続的な改善と被害の最小化を図る取組みの実施(再掲)	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	39

６－４）陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止			
６－５）防災インフラの長期間にわたる機能不全			
重要業績指標	現況	目標	P
・道路橋梁（主要１０橋）保全整備率(再掲)	５０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	40
・道路橋梁の耐震診断率(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	40
・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	40
・主要市道の舗装修繕率(再掲)	０％（Ｒ１）	３０％（Ｒ５）	40
・生命線道路斜面（法面）調査計画策定(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	40
・道路照明ＬＥＤ化(再掲)	完了（Ｒ１）	－	40
・主要道路標識等の調査計画策定(再掲)	０％（Ｒ１）	５０％（Ｒ５）	40
・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進(再掲)	検討（Ｒ２）	推進（Ｒ４）	40

７－１）地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生			
７－２）海上・臨海部の広域複合災害の発生			
７－３）沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺			
７－４）ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生			
７－５）有害物質の大規模拡散・流出			
重要業績指標	現況	目標	P
・土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ４）	41
・総合防災訓練の実施(再掲)	実施（Ｒ１）	毎年度実施	42
・「放置艇」の解消に向けた取組みの推進	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ４）	42
・農業用ため池に関するデータベース整備・周知(再掲)	着手中（Ｒ１）	整備・周知（Ｒ２）	42
・木造住宅等の耐震化率	耐震化支援策実施（Ｒ１）	１００％（Ｒ２）	43
・各種イベント等での耐震無料相談会の開催回数(再掲)	３回（Ｒ１）	２回／年以上（Ｒ５）	43
・家具転倒防止器具設置支援数（累計）(再掲)	５２７件（Ｒ１）	７２７件（Ｒ５）	43
・防災関連標識の整備等(再掲)	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	43
・老朽危険建築物（空き家等）除却戸数（支援件数）（累計）(再掲)	８８戸（Ｒ１）	１８８戸（Ｒ５）	43
・ブロック塀等安全対策実施件数（支援件数）（累計）(再掲)	３４件（Ｒ１）	９４件（Ｒ５）	43

７－６）農地・森林等の荒廃による被害の拡大			
重要業績指標	現況	目標	P
・保安林指定面積（民有林）（累計）	１，３９６ｈａ（Ｒ１）	１，３９６ｈａ（Ｒ５）	44
・多面的機能支払交付金により保全管理された農用地面積	８３６，０１ｈａ（Ｒ１）	８３６，０１ｈａ（Ｒ５）	44

8－１）大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
8－３）広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態			
8－４）貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・損失			
8－５）基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進(再掲)	検討（Ｒ２）	推進（Ｒ４）	46
・撫養排水機場の耐震・耐津波対策の促進(再掲)	工事施工中（Ｒ１）	工事促進（Ｒ５）	46
・道路橋梁（主要１０橋）保全整備率(再掲)	５０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	46
・道路橋梁の耐震診断率(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	46
・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	46
・主要市道の舗装修繕率(再掲)	０％（Ｒ１）	３０％（Ｒ５）	46
・生命線道路斜面（法面）調査計画策定(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	46
・道路照明ＬＥＤ化(再掲)	完了（Ｒ１）	—	46
・主要道路標識等の調査計画策定(再掲)	０％（Ｒ１）	５０％（Ｒ５）	46
・文化財等の保護意識啓発事業の実施	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	47

8－２）地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態			
8－７）速やかな復興に資する業務継続計画等の欠如による地域経済への甚大な被害			
重要業績指標	現況	目標	P
・鳴門市業務継続計画の改定(再掲)	推進（Ｒ１）	改定（Ｒ３）	48
・下水道ＢＣＰの継続的な改善と被害の最小化を図る取り組みの実施（継続）(再掲)	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ４）	48

8－６）事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態			
重要業績指標	現況	目標	P
・住家被害認定調査職員登録者数（累計）	１９人（Ｒ１）	２７人（Ｒ５）	49
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（累計）	１０人（Ｒ１）	１４人（Ｒ５）	49
・被災宅地危険度判定士の確保人数（累計）	１０人（Ｒ１）	１４人（Ｒ５）	49
・応急仮設住宅供給のための用地確保	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	49

リスクコミュニケーション分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・出前講座の実施（延べ）（累計）	６１６人（Ｒ１）	２，５００人（Ｒ５）	50
・鳴門市防災会議の開催(再掲)	開催（Ｒ１）	毎年度開催	50
・鳴門市自主防災会連絡協議会の開催	開催（Ｒ１）	毎年度開催	50
・学校防災推進会議の開催	開催（Ｒ１）	毎年度開催	50
・防災教育の充実とフェーズフリーの学校教育への導入	検討（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	50

人材育成分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・地域防災推進員講座受講者（累計）(再掲)	６８人（Ｒ１）	８８人（Ｒ５）	50
・市内中学高校生の防災士登録者支援数（累計）(再掲)	３人（Ｒ１）	３３人（Ｒ５）	50
・若年層等への防災啓発としての防災フェア等の開催数（累計）(再掲)	２回（Ｒ１）	１０回（Ｒ５）	50
・防災教育の充実とフェーズフリーの学校教育への導入(再掲)	検討（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	50
・「機能別団員制度」の導入(再掲)	検討（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	51
・消防現場における女性の活躍を推進(再掲)	推進（Ｒ１）	推進（Ｒ５）	51
・スフィア・プロジェクト研修等の参加者数（累計）(再掲)	１９人（Ｒ１）	２７人（Ｒ５）	51
・防災フェア等を通じたスフィア・プロジェクト啓発回数（累計）(再掲)	２回（Ｒ１）	１４回（Ｒ５）	51
・徳島県災害マネジメント総括支援員の市登録者数(再掲)	１人（Ｒ１）	５人（Ｒ５）	51
・徳島県災害マネジメント支援員の登録者数(再掲)	—（Ｒ１）	４人（Ｒ５）	51
・住家被害認定調査職員登録者数（累計）(再掲)	１９人（Ｒ１）	２７人（Ｒ５）	51
・被災建築物応急危険度判定士の確保人数（累計）(再掲)	１０人（Ｒ１）	１４人（Ｒ５）	51
・被災宅地危険度判定士の確保人数（累計）(再掲)	１０人（Ｒ１）	１４人（Ｒ５）	51

官民連携分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・ライフライン事業者参加の総合防災訓練の実施(再掲)	実施（Ｒ１）	毎年度実施	52
・鳴門市防災会議の開催(再掲)	開催（Ｒ１）	毎年度開催	52

長寿命化対策分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・道路橋梁（主要１０橋）保全整備率(再掲)	５０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	52
・主要市道の舗装修繕計画策定率(再掲)	０％（Ｒ１）	１００％（Ｒ５）	52
・主要市道の舗装修繕率(再掲)	０％（Ｒ１）	３０％（Ｒ５）	52
・排水機場の老朽化対策着手率	５０％（Ｒ１）	７５％（Ｒ４）	52
・公共下水道（雨水）管渠の長寿命化対策の促進(再掲)	工事施工中（Ｒ１）	工事促進（Ｒ５）	52
・下水道ストックマネジメント計画の策定(再掲)	計画策定中（Ｒ１）	策定完了（Ｒ５）	52

過疎対策分野			
重要業績指標	現況	目標	P
・孤立可能性集落カルテの作成(再掲)	着手（Ｒ１）	連携体制構築（Ｒ４）	53